婦人と年少者

昭和二十八年五月二十日第三種郵便物認可　昭和三十年九月五日発行（毎月一回五日発行）第三巻第九号

28

◆農村の婦人と年少者の問題

婦人少年協会

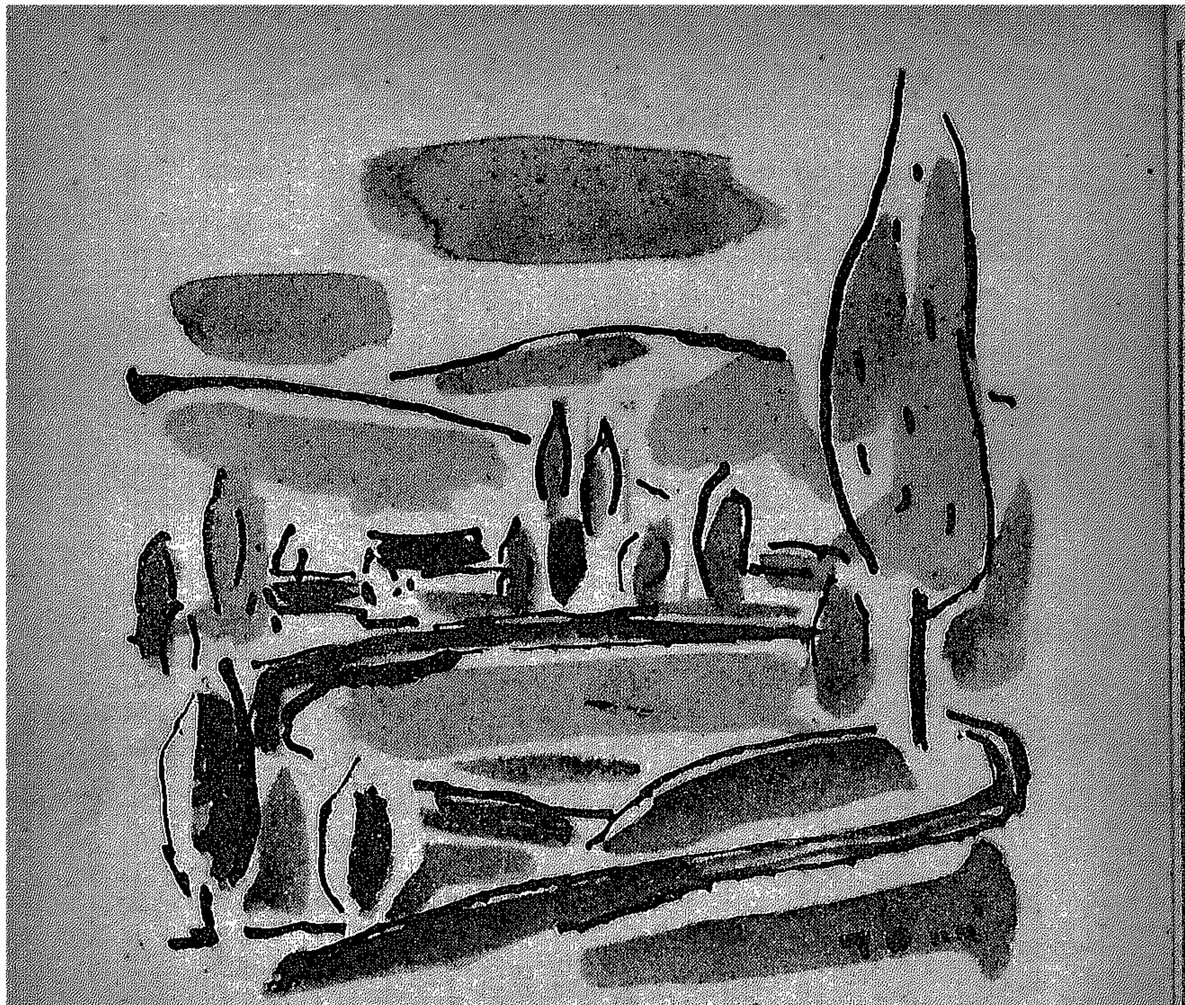

婦人参政権十周年記念

社会とともに進む婦人 写真募集

婦人が参政権を得てから十年になる今日、婦人は家族の一員として、あるいは地域社会や職場の一員として、めざましいはたらきをしております。そういう婦人の生き〳〵とした姿を画面にとらえて、広く一般に紹介するため、婦人参政権十周年を記念して、「社会とともに進む婦人」の写真を左記の要領で一般から募集します。都市からも農村からもふるって応募して下さい。

応募規定

◇題　材

いろ〳〵な分野における婦人の生活をえがき、「社会とともに進む婦人」という感じをあらわすもの。つぎの部門にわける。

一、婦人と家庭生活
　民主的な家庭生活や生活改善等
一、婦人と政治
　公職・選挙・政治的活動等
一、婦人経済活動
　職場・商家・農村における労働
一、婦人と教育文化
　教育・学芸・芸能方面
一、婦人と協同活動
　青年団体・婦人団体・労組等における活動および地域におけるグループ活動等
一、婦人と社会福祉
　婦人のための機関や社会施設。あるいは社会事業にたずさわる婦人

◇規　格

一枚もの（四切）
二枚以上の組写真（キャビネ以上）

◇締　切　昭和三十年十一月二十日

◇審　査　主催者・後援団体・協賛団体が行う。

◇発　表　昭和三十年十一月中
入選者に直接通知するほか、新聞（または週間労働ラジオ）を通じて発表する。

賞

推選	労働大臣賞状および記念品	一名
特選	同	二名
入選	同	五名
佳作	記念品	若干名

展示会

入選作品は十二月中の一週間、三越（東京新宿）において展示公開する。

◇注意事項

一、写真は新たに撮影したものおよび過去一年内に撮影したもの。（但し未発表のもの）
二、応募点数は制限しない。
三、入選作品の版権は主催者に属する。入選作品は通知次第、原板の送付をうける。
四、応募写真は一切返却しない。労働省広報資料として随時使用することがある。
五、応募写真には台紙を使用しない。一枚ごとに応募票（自製も可）を裏面に貼布すること。

写真の送り先

東京都中央局区内
労働省婦人少年局婦人課

「社会とともに進む婦人」写真応募票

氏名		性別 男 女	
住所			
職業（又は学校名）			
部門名		題名（多少説明を加える）	
撮影日時	撮影地	カメラ	
絞 f	露出　秒	フィルム	現像液
フィルターその他		印画紙	現像液

主催　労働省　　後援　都道府県選挙管理委員会連合会・公明選挙連盟・自治庁　　協賛　社団法人日本写真協会

婦人と年少者　二十八号　目次

農地改革後の農村経済と婦人の地位……大谷省三……2
立ち上る農村の若人達……新婦イト……6
農産開発青年隊と農村……長沢克太……7
農村の生活改善……辻恵美子……9
農協婦人部の組織活動について……金田農協婦人部……11
季節に移動する農村の婦人労働者……伊藤俊子……14
産休補助教員の法制化について……千葉千代世……15
未亡人調査あれこれ……神奈川婦人少年室……17
ガラ紡をたずねて……静岡婦人少年室……18
愛知県渥美地方の民謡と女性……福島婦人少年室……19
……宮崎秀子……20
……三浦英治……21
資料室
年少労働者の労働力構成および賃金……32
中小企業における労務管理の実例……22
七月の婦人界の動き……23
女子就業者と完全失業者数，平均現金給与……16
◇北海道の開拓者の生活……森　元蔵……10
◇年少者の不当雇用慣行実体調査のうち……32
◇市町村調査について……
◇年少者の不当雇用慣行防止特別活動について……
◇弘前市外高杉地区婦人会の調査より……
◇婦人少年局ニュース……
表紙・扉……富山妙子
カット……塚谷政義

「酒場の子」（創作）……角田カネ……24

農地改革後の農家経済と婦人の地位

大谷省三

二、三年前、八王子市にちかい、ある村へいつたときのことであるが、村の娘たちが、村の農家へは嫁入りしない、という申合せをしたというので、青年たちが困つているという話をきいた。この村は、山がかりの村で、耕地といつても傾斜地が多く、しかも一戸あたりの耕地面積は、わずかに四反歩というのであるから、農家の経済状態は苦しく、農業労働もつらいにちがいない。しかも、この村からそうはなれていないところに、八王子や立川、相模原などがあるわけであるから、村の娘たちが、工員やサラリーマンにひかれるとしても、それほど下思議ではないかもしれないと思つた。しかし、こうした傾向は、いうまでもなく、この村だけのことではない。長野県の数か村で行つたアンケート調査の結果でも、農家の娘たちの八〇%ちかくが、農家以外へ嫁入りたいという希望を表明していた。そして、その理由として、第一に、農業労働がつらいこと、第二に、農家の封建的な家族制度——とくに姑とともに暮らすことのつらさをあげていた。また、各地の講演会などへ行つて、娘たちの考え方をきいてみると、だいたいにおいて、同じような傾向がみられた。もつとも、なかには、大多数が、嫁入り先として農家を希望するところもないではなかつたが、その理由は、〃勤人〃にくらべて農家の方が、長い目でみれば、生活が安定しているというのであつて、農業労働のつらさや農家の家族秩序にたいする不満がないというのではなかつた。農村の婦人の地位は、いまなお、めぐまれていないという感がふかい。

しかし、ここで見落してならないことは、きわめてわずかなケースであるにもせよ、勤人にくらべて農家の方が生活が安定していると考え、むしろ前者よりも後者を嫁入先としてえらぶものが大多数をしめるケースがあるという事実である。もとより、このばあい、集つた人々が、村での上層農家に偏つていたということは否定できまい。だが、それにしても、農地改革前には、こうした考え方のもち主は、おそらく、村では、ごく少数——自作農の上層にかぎられていたのではなかつたかと考えられるが、改革後には、その数は、もつと増えているのではあるまいか。農地改革によつて、多くの小作農が自作農になつたことが、かなりの影響をあたえているのではないかと思われるのである。わが国の農村では、よく知られているように、〃土地〃こそは、何にもまして貴重な財産と考えられ、したがつて土地所有への渇望はいちぢるしい。農民の意識形態の特殊性は、根本的には、これによつて規定されるのであるが、いずれにしても、農地改革後の自作農——とくに上層自作農家では、いわば〃小所有者意識〃が強化されたことは否定できないだろう。そして、これらの農家にあつては、改革前にくらべて、かなり経済的にも向上したものも少くあるまい。こうした事情が、これらの農家の子女の考え方を規定しているものと考えても大過あるまい。したがつて、こうしたケースのみられる地方の娘たちのものの考え方が〃真実〃だと判断するには問題があると思われる。これは地域的な傾向としてとらえられるべきではなく、むしろ、階層性をあらわすものとして理解されるべきであろう。

けれども、こうした事実をもつて、上層の農家の婦人の地位が、農地改革後において向上したと判断することは早計である。なるほど、家族全体の生活をのものは、安定化し、農家経済も向上したかもしれない。しかし、少からざる調査の結果は、下層農家においてよりも、かえつて上層農家のばあいが、過重の労働を要求されていることをしめしている。少数の例外をのぞけば、今日でも、わが国の農家にあつては、〃鍬鎌農業〃——惜しみなく人間の労働力を要求してやまない形の農業が行われている。したがつて、すすんだ労働手段——とくに農業機械によつて労働が合理化されないかぎり、経営規模が大きくなればなるほど、家族の労働は苛烈にならざるをえないが、このばあい、婦人の労働の過重はさけがたい。げんに、埼玉、群馬、神奈川などの村の調査では、農家婦人の労働時間は、上層の農家になればなるほど長くなり、さらに婦人で病気に蝕まれるものが、かえつて上層農家に多く、死産流産もまた同様な傾向にあるということが示されている。このことは、これら上層農家の生活安定ないしは経済的向上は、じつは、家族の過重な労働——肉体の犠牲において購われていることを示唆している。しかも、こうした犠牲が、農地改革後においても依然として生きつづけている父家長的家族秩序(こうした秩序は、がいして上層農家になるほど強く残つている傾向がある)のゆえに、もつとも強く要求されるのが嫁の座であることはいうまでもあるまい。経済的に富裕化している一部の自作農家の婦人たちの地位は、かならずしも改善されているとはいえない。

農地改革後におけるわが国農業の一つの特徴は、専業農家の減少——兼業農家の増大である。今日では、専業農家は、総農家戸数の約三分の一前後にすぎないほど兼業化傾向はいちぢるしい。これらの農家の大部分は——自作農たると小作農たるとを問わず——農業外の収入なくしては、生計を維持することさえ不可能なのである。農林省の農家経済調査の結果をみても、農業による収入と農業のための支出との差引では、赤字になつており、この赤字が、農業外の収入と支出の差引における黒字によつて補充されて、農家経済の収支の帳尻が、黒字になつているのであるが、経営規模が小さくなればなるほど、こうした兼業収入の割合は、ますます大きくなつている。つまり、がいして、下層農家になればなるほど兼業収入に依存する度合が大きくなつているのである。(もつとも、いわゆる〃第二種兼業農家〃——農業外の仕事を主とし農業を従とする農家のなかには、農業といつても自給農園的な意味でやつているものがあるが、これらは農家の範疇に入れるべきではない)。ところで、こうした兼業農家における農業外の収入のうちで、もつとも大きな割合をしめるものは、労賃収入ないしは俸給収入であるが、いうまでもなく、こうした農業外収入を稼ぐのは、主として婦人ではなく男子であることが注目されねばならない。

つまり、こうした兼業農家は、一般に、主として、耕地面積が狭隘であるために、耕地による収入だけでは、生計が困難であるがゆえに、農業外の収入に依存せざるをえないのであるが、多くのばあい、農業外の仕事には男子が従事し、そして農業にはのこりの家族が従事するという形で、家族間の分業が成立する。こうしたばあい、農家の主人が農業外の仕事に従事することもけつして少くはないが、このような農家にあつては、主婦は事実上農業労働の中心とならなければならない。ただ、ここで注意しなければならないことは、主婦が農業労働そのものにおいて中心となるということが、ただちに農業経営の主導権をにぎることにはならないということである。このようなばあいでも、一般的には、農業経営の主導権は家長である主人によつて、しつかりにぎられている。作付する作物の種類や作業のやり方にしても、その大綱は、農業外の仕事の余暇を利用して、主人が計画をたて、さいはいをふるばあいが多い。いわんや、財布のひもは主人がにぎつている。つまり、主婦は、圃場での労働の捧頭(ぼうがし)にすぎないのである。この種の兼業農家における婦人の労働がなまやさしいものでないことは、よういに推察されよう。

もちろん、農業外収入のために働くものが主人でないばあいは多い。しかし、このばあいにも、婦人ではなく男子が多い。これは、おそらく、婦人は家事労働の担当者であるということが、婦人を家の中にしばりつける重要な原因になつているのであろうが、いずれにしても、農家における婦人たちは、家事労働と農業労働との担当者として運命づけられているのである。このような地位におかれている婦人たちのものの考え方は、しばしば〃あきらめ〃によつて

特徴づけられている。〝農業では、とうてい人間らしい生活はできない〟と考えているのではあるまいかと思われるばあいさえなくはない。たとえば、静岡県のある村では、改良カマドが、いつこう普及しないというので、その理由をただしてみると、〝カマドがよく燃えるようになると、カマドの前に長く座つていることができない。そうなると、つらい野良仕事にすぐに行かなければならなくなる。だから改良カマドより旧いカマドの方が体がやすまる〟というのである。こうした喜劇的悲劇の村は、花卉栽培によつてかなり大きな収入をあげているのであるが、花卉栽培は主として主人があたり、婦人はほとんど土地改良のおこなわれていない湿田で働いているのである。一般に豊かだといわれているこの地方でさえも、婦人は人間らしい生活を与えられていない。青森県の津軽地方でも、農家は子だくさんに困つている。それにもかかわらず、少からざる婦人は産児調節に反対である。理由は授乳の時間こそが、主人や姑、小姑の前で公然と体をやすめることのできる唯一の時間だといい、だから遠い将来のことよりも、現在の一日一日からいえば、乳児がほしいというのである。ここには、旧い家族の秩序と、はげしい農業労働のために、人間らしからざる生活をしいられている農家の婦人のすがたが浮彫的に示されている。あるいは、こうしたケースは、あまりに極端すぎるといわれるかもしれない。しかし、たとえ、これが極端なケースであつたとしても、こうした傾向が、わが国の農家経営をつらぬいていることだけは否定すべくもない。

わが国の農業経営は、しばしば、〝家族労作経営〟ということばで特徴づけられている。これは、農業労働者を雇わないで、家族員の労働によつて生産が行われている経営という意味であるが、当然のことながら、ここでは、家族の労働にたいして労働報酬は支払われない。家族の労働によつて生産された生産物の収益によつて、家族の生活費が賄われるのである。したがつて、自家の経営で最大の収益をあげることこそが、とりもなおさず、家族の生活を豊かにする唯一の方途だと考えられる。そして、そのためには、どうせ家族労働は〝ただ（労働報酬を支払う必要がない）〟であるから、せい一杯働いて生産物の量を多くすることが大切だと考えられることになる。ここから、家族労働者の労働過重がもたらされるのである。こうした家族労作的な小さな経営では、もし、農産物の価格が暴落して、農業収益が減退すれば、家族の生活水準を切り下げると同時に、他方、反当りの収量を増大するためにきわめて苛烈な労働が要求されるにいたる。そして、極端なばあいには、生活水準の引下げと労働のはげしさは、生理的な限界にまで達することもあるのである。こうしたばあいに、婦人が、もつともめぐまれない地位に立たされることは、現在、なお強くのこつている旧い家族秩序の下ではさけがたいであろう。農地改革によつて、多くの小作地は自作地化され、多くの小作農は自作農化された。しかし、同時に、一部の上層農家をのぞけば、一般的には、農家の経営規模はかえつて縮少したのである。したがつて、それが家族労作経営であり、家族秩序が近代化されないかぎり、婦人の地位の向上への途は坦々たるものとはいえないだろう。

けれども、それにもかかわらず、戦後、農家の婦人の地位が相対的に向上していることも否定できない事実である。たとえば、いろいろな集会に、戦前とは比較にならないほど農家の婦人の出席が多くなつた。それだけではなく、婦人の発言もいちぢるしく活潑になつた。これは、多かれ少かれ婦人の地位の向上を示唆するものといえるだろう。この点からいえば、除々にではあるが農村の婦人たちは、社会的にも向上の道を辿つているとみるべきであろう。

最初にのべた、農村の娘たちの〝農家へ嫁にゆかない〟という申合せそのものが、かの女たちの抵抗にほかならない。かの女たちは、しだいに、あきらめから、抜け出して、人間らしい生活を要求するほどに、自己の意識をたかめてきているのである。それは、いまのところ、まだ端緒にすぎないだろう。しかし、人間としての自覚が、ひとたび芽生えるならば、それは、やがて生長しないではおかない。この農家の婦人たちの自覚と、これにもとづく抵抗が、あまりにも人間性を無視したわが国の農業経営のあり方をかえさせる原動力にならないとはいえない。こうした見解は、あまりにも楽観的すぎるだろうか。

（東京農工大学教授）

立ち上る農村の若人達

新妻イト

敗戦によつて領土は四つの島にちぢまり、従つて面積も戦前に比べて五四・五%、しかも世界で第六位という、一等国なみの人口をかかえている日本だから、再建するといつても容易なことではありません。その上毎年自然増が百四十五万人と推定されては、家族計画の成果も心細くなるし、政治家がいくら完全雇用をさけんでも、益々ふえる失業者をみては、明日の日を希望して生きることが難しくなります。こうしたなかで、農村の明るい話題を書けと云われても、なかなか難かしいことだが、二三それにあてはまるかどうか判らないが、私の見、聞きした狭い範囲から、ひろつてみることにします。

その前に、すこし農村青年の立場にある環境を記さねばならないが、農村も農地改革によつて待望の土地が手に入つたし、もう惨めな生活からお別れできるものと想像されたが、あれから十年たたぬ間に、またも貧富の差は峻烈をきわめてきました。それに昔ながらの生産形態もようやく近代化し、二三男を抱えておく必要もなくなり、それだけに青年達の働き口を他に求めなければならなくなりました。今迄のように未明から夜ふけるまで重労働するのが、農民の義務ではなく、機械化されるのが当然だが、そのために借金がふえたり、莫大な修理費の現金支出に、主婦はより以上の内職に肉体をすりへらしたり、一番楽になつたという青年達は、その余剰時間の利用をパチンコに費したり（松山）するなど、とにかく計画なき機械化には、いろいろな問題が投げかけられています。

農村の若い婦人達の職場といえば、繊維関係が殆んどであることは周知の事実ですが、この製糸・紡織にも危険がおそいつつあります。紡績といえばすぐ女工哀史が頭に浮ぶほど、三十年ほど前は惨めでしたが、今日では中小企業は別として、誠に明るい良い職場となりました。ところが最近は操短やら高性能の機械に替えられたりして、人員はひとく淘汰されつつあります。例えば綿紡は操短で第一次の人員整理が行われた二十七年には四万三千人、その翌年の第二次に五千人（富士、東洋、日東、呉羽の四社だけでも）、それに毎年自然退社が三百人あるという某大会社でも、昨年も今年も新規採用はしませんでした。機械の合理化は益々進み、或る工場で見た綿紡機械には粗紡工程が全くはぶけるものがあつたり、今迄二十四台に一人であつた織機が百二十台に一人となつたり、製糸にしても以前は一人ひと釜で糸繰りしたものが、一人で三千釜も操れる機械に替えられては、一工場だけでも相当な工員の数はへります。終戦直後は綿糸二十番手一梱をつくるのに二十人を要したのに、今日では四、五人ですむ工場さえあるそうです。このように農村の青年男女の潜在失業者が益々増しつつあるとき、封建的な指導者たちは、女は嫁にゆけばよいと、婦人の職場をせばめようとしているが、嫁にゆきたくも相手の青年たちが失業状態では、これも不可能と云わざるを得ないと思います。

こうした農村の青年達も、職業を得るには教育が必要であることは痛感していますが、大方の少年は義務教育が終ると、都会の中小商工業に就職してしまいます。高校以上に進級できる者は中農より上に属するのですが、たつた一つの例で批判するのは危険なことかもしれないが、ここにこのような例があります。これはかつて岡山県の吉備町高校の校長からきいた話ですが、そこの生徒は男子四割、女子六割をしめていました。私は不思議に感じ、なぜ女子の方が多いかを尋ねたら、それは嫁入道具の一つとして卒業証書が必要とされていること、それは農村の嫁としてではなく、都会にゆきたい、やりたい母親の気持ちが、勉強科目のうちにも現われているとのことでした。未だに農家の跡取りには学問はいらぬと云う、封建的な思想が支

配していますが、それでも向学心に燃えている若人は、忙がしい時間をさいて通信教育をうけているものも見うけます。勿論通信教育を受ける者は、農村には多くないかも知れないが、ここにも経済的その他の理由が種々あつて、なかなか続けられないと云われています。この通信教育も二十六年の法制、慶応、中央、日本女子大、日大等五校の入学者と卒業者の率を比べてみると、卒業までこぎつけたものは一割に満たない数です。これも学位をとるまでには単位百二十四と、全課程の四分の一は学校へ行つて、講義に出席しなければならないとかで、脱落者が多くなるわけです。

次に働きながら学べるという、農村の二三男対策として産業開発青年隊があるが、ここに山形県野川ダム現場に働く青年の話をきいてみましょう。この青年隊は「職業と教養を身につけ、良き社会人としての資格を得るために」と云うモットーの下に集められたので、村でもインテリに属した青年たちが、どんなに胸おどらせて応募したことでしょう。二十七年五月に入隊したものは三十五名で、家庭は中農が多く、一町未満は八名しかいなかつたそうです。また彼等の希望は職業技術を身につけたいもの十六名、団体生活を通じて人間完成をのぞむもの九名、その他となつています。彼等の労働は決して奉仕でもなく、勉学のためだけでもないので、事業主大豊建設との個人的雇用契約になつていて、賃金も日当百九十円（当時）で月二回払い、寄宿舎は共同生活で、食事は一日八十円の賄料を払つています。同じ青年隊の仲間でも北海道へ働きに行つたものは、一日四百五十円得できたのと比べれば不満もあろうし、働きながら学ぶといつても、機械と取り組んで十二時間も荒仕事をしては、教養などの勉学は無理になる。然し失業対策でいやいや働くのとは違い、彼等には職業技術を習得し、次の仕事への夢をもつているだけ、明るさが感じられます。

このように村でも少数ながら立ち上りつつある青年のあるのは心強いことですが、ここに一寸面白い話をはさみましょう。それは常磐沿線にある大きな工場をもつ町、と云つても工場以外は田畑ですが、ここでは一時「野良ダンス」で新聞や雑誌を賑わしたことがあります。野良ダンスと云つても、海岸の砂浜が豪華なホールに替るもので若い男女は楽しくリズムにのつてステップを踏んだだけのことです。農村の青年達だから決してダンスなどしてはならないどいうわけは少しもないのですが、ある母親はこぼしてこのようなことを話しました。「家中で田の草をとつていても、五時の工場のサイレンが鳴ると、伜は大声で友達たちに、「これ以上働くと労働基準法違反になるから早くやめろよ」といいながら、踊りに行つてしまう」と。とんだところに基準法が引合いに出されたものです。これは早仕舞してゆく云訳けに過ぎないのだが、戦後農村にもダンス熱はかなり盛んでした。

山梨県の富士見村が模範村としてよく話に出されるが、その起りはやはりダンスにあつたようです。この村の青年達も毎晩のように、十駅も先の甲府市まで踊りに行くので仕事は早仕舞、帰りは真夜中、これでは何とかしなければならぬと、指導者たちはまずテニス・コートをつくりました。最初は若い者も老人もあんなもの誰がやるものかと嘲笑したが、ついに一人来、二人参加し、今日では人口二千、五百戸の村を、何とラケットが八百本もあるテニス村に仕上げました。こうしたことが動機となつて、経営も、仕事も計画化され、今まで十三時間働いた仕事が十時間に短縮され、親子関係も近所づき合いも円満になつたと云われています。更に愉快な話は、青年たちが都会へ踊にゆくのに欲しがつた新らしい洋服が、今は必要がなくなり、その積立てた貯金は、母を喜ばすために娘は風呂桶を買い、息子はめん羊にかえたという話もありました。

最後にも一つ不良に陥入つた青年達が救われた話を附け加えましょう。場所は広島県、急行も機関車を増結するためにとまる瀬野駅、つまりこの山間にある人口三千七百の瀬戸村、ここにも戦後特攻隊帰りの青年が六、七人いて、あだかも弓絃を切られたような生活の上、職業も得られない彼等は、ついに原爆の広島にはびこつた不良群に誘われてしまいました。彼等の行動を悲しく見ていた、この村の強歩の選手である天野青年が、「彼等は力があまり過ぎているのだ、運動をさせよう」と思いたち、過程には随分困難があつたようですが、ついに捷ち得て不良は一掃され、今日ではその中からマラソンの選手を幾人か出していると云うことです。天野孝三氏は会社に勤めている関係上、余裕のある時間は早朝しかなく、従つて村の青年達をも激励して、毎朝練習にいそしんだ成果は、昨年十一月村賞でつぐられた大きなグランドをみても、判ることだと感心させられました。

とにかく新らしい村づくりに、保守的な生活の中から男々して立ち上りつつある青年のいることは誠に頼もしく、また四Hの若人達にも希望が持てることです。更によき指導者が一人でも多く出られることが望まれてなりません。

（評論家—初代労働省婦人課長）

産業開発青年隊と農村二，三男問題

長沢亮太

産業開発青年隊は昭和二十六年、まず山形県において始められました。

これは全国で約二百万人と推定されている潜在失業人口の中、そのほとんどを占める農村の二、三男共通の親から分けてもらうだけの田畑もなく、工場で働くのにも技術を身につけていないというなやみを解決しようとする一つの方策として考えられたものです。昼は作業に従事し、夜は一般教養と共に技術指導をうけるというように働きつつ学ぶことをモットーにしています。また自治的な集団生活を通して将来の立派な社会人としての自覚と素養を身につけるわけです。

私たちが経済社会学的に問題と取組んだ際に、農村実態調査に村々に入るたびごとに痛感させられましたのは、日本の問題即農村問題であるということでした。農村の現実は暗く、きびしく絶対的過剰であることが分るのです。零細な土地に多人数の家族労働力という生産形態が生み出す潜在失業人口を抱えてあえいでいる、いわゆる農村二、三男問題は今日の日本の直面している重大な課題なのです。この貧しい国土の中で日本の全人口が何とかしてより豊かな生活を営むことができないものでしょうか。我が国土を眺め直してみると狭いとはいえ、まだまだ開発する余地はあるようです。海岸線近くの平野や、川の流域が開拓され多く人が集つているばかりで、日本ではスイスで精巧な時計を作る工場のある高さの土地は殆んど未開発のままであり、それに適した酪農経営でさえ、わずかばかり行われているにすぎません。この未開発の土地に産業を興すようにできるはずだと思うのです。山々には水力資源が利用されないまま放置され、それらは出水期になるとたださえ貧しい国土を荒らしています。この水の資源を利用できるようにするだけでも日本は豊かになるはずです。

国土の開発、これこそ日本再建にのこされた活路だと思います。しかも、ありあまつた農村の青年達がこうした建設事業に従事するようになれば……

このような理想で山形県に芽ばえた産業開発青年隊運動は昭和二十八年度には建設省でとりあげられ、また二十五年に国会を通過した「国土総合開発法」が実施されるようになつて、その中の具体的な雇用計画の一環として、産業開発青年隊を導入するように産業開発青年隊要綱が決められました。

その要綱に示した青年隊の目的は国土総合開発の促進のため、各地域青年が自発的に組織する産業開発青年隊を国土の開発保全の諸事業に導入し、その組織的実践力を活用すると共に、この間に一般及び技能教育を施すことにより、作業の能率向上及び厳正化に資せしめ、且つ有為な青年技能者の育成されることを期するということです。

趣旨としては、

一、各地域青年が確乎たる独立自営の途を拓くために行う自発的な団体であること。

二、その組織的実践力を発揮して、国土総合開発の促進に当ろうとするものであること。

三、この間の労働と共同生活を通じ及び適切な教育を受けることにより、社会人たる資質の形成及び技能の修得をしようとするものであること。

四、青年隊活動は以上の目的以外の如何なる目的のためにも利用されるものではないこと。

導入方法としては、

一、編成　心身健全な十八歳以上二十五歳以下の未婚の男女により一か年を期間として編成する。

二、導入事業　国土総合開発に関する全般の事業に亘るものとする。

三、労働　労働基準法に基く労働契約により、事業主体の監督を受け、作業に従事せしめる。

四、教育　都道府県その他から講師の派遣をうけ一週十五時間一か年六四〇時間以上の一般及び技能教育を行う。

五、共同生活　キャンプにおいて自治運営による共同生活を営ましめる。

六、補導員　青年隊の補導のため補導員を附する。

七、キャンプ施設及び備品　二十五名ごとに一キャンプ施設及び備品を準備する。

八、就職又は自立のあつ旋　修了者に対し、修了証を交付し、習得した技能に応じた就職又は自立のあつ旋に努める。

九、特別技能教育　優秀者及び幹部となる者に対し、中央において特別技能教育をほどこす。

各機関の任務は次のようなものもある。

一、地域青年団又は産業開発青年協会等の団体＝青年隊編成のための啓発宣伝及び希望者募集、教育計画の作成参加、共同生活を通じての教習に対する助力、援護活動、就職又は自立のあつ旋に努めること。関係機関との連絡調整等。

二、都道府県＝導入事業の撰択、作業状況の考査、技能教育の実施、キャンプ施設及び必要備品の準備、就職又は自立のあつ旋に努めること。以上のための必要経費として、A、教育その他運営費、B、キャンプ及び備品費、C、地域青年団又は産業開発青年協会等団体に対する委託を計上する。

三、建設省＝都道府県に対し、教育その他運営費並びにキャンプ施設及び備品費の一部を補助する。

優秀者及び幹部となる者について委託を受け特別技能教育を行う。

以上が要綱の大要であります。

このようにして産業開発青年隊は、全国的な組織にまとまつて、活動を始め、昭和二十八年には北海道、秋田、山形、埼玉、長野、静岡、富山、島根、福岡、佐賀、宮崎の一道十県で二十キャンプ五百名の青年隊員が地元の電源開発、ダム建設、河川改修、災害復旧などの諸工事に参加しました。

二十九年度にはさらに二千百万円の国庫補助があつたので隊員は二十六キャンプ六百五十名にふえ、また特別技能教育も始められて建設機械、測量、土木施工、三科目一〇〇名の隊員を中央で教育して、この修了生は各県キャンプの補導員となり、また建設省の土木工事事務所や民間会社に全員就職しています。それ以外の青年隊卒業生もそのほとんどが建設省や各県市町村の現場関係機関、民間工事関係に就職しています。

三十年度の国庫補助は四千二百万円と従来の二倍に増額されましたが、これで近く、四十キャンプ一千名の隊員にふくれる予定です。また教科目もあらたに施工科目も加えることになつています。

またこれとは別に農林省でも農村建設青年隊をとり上げており、産業開発青年隊の修了者が全員就職しているのに反し、農村建設青年隊の修了者は自分達の手で開拓した土地に入植し、独立農家としての道をふみ出しています。

現在のところ青年隊員の就職率はほとんど百パーセントというすばらしい成績ですが、青年隊の規模が大きくなるにつれて、行き詰るのではないかと心配する向きもありますが、最近、ブラジル等へ進出する話が具体化し出して世間の注目をひいています。これは一世のブラジル、コチア産業組合の専務理事下元健吉氏のきも入りで、青年隊出身者を建設技能者として迎え入れようというのです。

これが実現すれば、青年隊の前途はもちろん、広く農村の二、三男問題にとつて明るい希望をもたらすわけです。

（建設省総合計画課）

農家の生活改善

――農林省の指導のねらい――

辻　恵美子

生活改善と一口に言いますが、その農家生活にはどんな問題点があり、それを解決していくには、どうすればよいか考えてみたいと思います。

問題点と解決の方向

農家の生活は、農業経営に左右されやすい生活であり、自給にたよる面の多い生活であり、古い習慣にしばられ、案外気づかない所に、無駄の多い生活だということができます。このことについて、もつと詳しく、ながめてみましよう。

農業のために生活がおしつぶされている

農繁期には農作業を一定の期間になしとげなければならないので、忙しさのあまり、簡単な粗末な食事になつたり、家事も育児も全くかえりみることができない状態になります。

又睡眠時間が短縮されるために、家族の疲労は大きく、中でも主婦は過重な労働のために、体重が減り、農繁期後は病気にかかりやすいという状態です。

農業経営と、家計費がはつきり区別されないために、農業経営費の如何が直接家計費に影響を与えています。しかも、農業経営費の税金は優先的に支払われるために、家計費はその残部でまかなわれているということになります。食生活も、自給に頼つていることが多く、季節の作物によつて食生活が左右されることが多いのです。その調理の仕方も煮物が多く、変化のない食事が続くために、片寄つた食事になり、これが慢性の胃腸病の原因や、或るいは、栄養障害を起こす原因となつています。住居の点からみると、農業本位に建てられているため、農作業が忙しくなると、殊に養蚕の時期には、蚕が居間を占領し、収穫期には米俵が調理の場所を奪つてしまうというようなことになつています。この様に、農業経営に左右されやすい生活であるため、農業経営の在り方を変えることによつて、生産をよくするという面も多いのですが、農業知識を高め、生活の面からは、農繁期の共同炊事を行つたり家事を家族全員で分担するとか、仕事のやり方を改善するとか、解決の途も多数あるといえましよう。

気付かない所に案外無駄が多いこと

或る農家の例ですが、不便な非能率的な台所で、主婦は一回の食事の仕度のために歩き建る距離は八十七間、時間にすると五十六分ということです。又原始的な効率の悪いかまどにたく薪のために、年の内三か月の日数は、山へ薪をとりにいくということです。このように昔から、何の考えもなく、習慣として行なわれている中に随分多くの、時間と労力の無駄があります。

季節ごとに多量の野菜や果物が、粗末に捨てられているのを、よく見受けます。きものをみても、無計画な数多い衣類、不合理なきものの着方など、気のつかない所に案外無駄が多いものです。このような無駄の多い生活も、一度に多くとれる農作物を保存食にして貯えれば、年中豊かな食事をすることができるでしよう。台所内の設備配置を良くして能率を上げ、改良かまどで、燃料の節約をして、時間と、労力と、お金の無駄を省いたり、計画的な衣生活を設計するなど、身近な所に解決の方法があるのではないでしよう。

古い習慣にしばられている

住宅の間どりは人寄せや、養蚕時に、便利なように、田の字型が多い。これは、ふだんの生活には、不便な点が多く、又住い方は、客本位で、日あたりのよい南側の一層良い部屋は、お客のためのもので、家族は日当りの悪い北側の部屋で生活しているという状態です。

食事をみても、不断の生活をきりつめても行事食は派手に、借金をしても婚礼の振舞をするなど、日常食と、行事食との差の甚しい生活をしています。

日常生活の中で、古くから言い伝えられている、根づよい迷信があります。たとえば妊産婦に、「肥立ちが悪くなる」とか「不具者が生れる」とか、その他さまざまなことを言つて「たべてはいけない」と言い伝えられている迷信が沢山あります。又台所内の焚口の向きを忌む方角があつたり、新しい生活の考え方の進歩をはばんでいます。

又新しい生活が持込まれるにも、農家の生活に適したものが少く、あつても街から遠いために入りにくいということもあります。一方、積極的に、生活を改めていきたいと思つても、本家分家のつながり、組仲間、地主小作の関係などにしばられ、人に左右されて自分の家だけの暮し方は持ちにくい有様です。古い習慣にしばられた、新しい生活が持ちにくい生活ですが、各自が自分の家に最も適した生活を中心に考え、実行していくことによつて部落をよくしていくことができるでしよう。又皆の共同の力で、自分達の生活に適したものを作り出したり、共同購入で求めたりして、解決することができるのではないでしようか。

4. 不健康なくらし

農繁期の過重な労働のため、農閑期に疲労・神経痛・胃腸病が多い状態です。

家族の中でも主婦は、育児・炊事・衣類の手入れなど目立たない仕事に追われ、十分な休養をとることができません。

又農家の嫁は、思ったことを言うことができず、家族にきがねをしながら、魚をかうにも仕事をするにも、主人や、姑の意見に従っています。家族の一員に、仕事のしわよせができたり、家族全員が思ったことを言うことができないといった状態です。こんな不健康な生活も、仕事の計画をたて、仕事を進めたり家族が話しあっていくことによって、少しずつ解決されることではないでしょうか。

生活改善実行グループ

生活の中の問題を拾い上げることはできても、又反省することができても、これを実行に移すことは非常に困難なことです。一人では勇気が出せなかったり、経済的に賄えなかったり、また技術的にわからなかったり、色々な障害があります。

農繁期が終ると、毎年家族が病気をして困る、何とかならないものだろうか。それには、作りおきのできる保存食を作って、時間の節約をするとか、又栄養を補うということが考えられますが、その保存食は、何を作ればよいか、材料はどうすればよいのか、これを、実行するまでには、勇気とともに多くのことを学ばなければなりません。

そこで一人で、できないことは、生活改善をしようと思っている、同じ考えを持っている人々が、自主的に集って皆で考え、援けあっていくのが、生活改善実行グループです。このグループは、人に命令されて作るものでも、又村の組織でもありません。自主的にグループを作り、力を出し合って生活をよくしていくのです。例えば、神奈川県にある或るグループは、家計簿をつけたくても、字を忘れてしまったり、ソロバンが上手に入れられない人達が、一人では恥しいが、皆と一緒に元気を出して、三か月かかって字を習ったり、ソロバンの稽古をしています。そして家計簿をつけるのです。

又宮崎県の山村にあるグループでは、かまどを改善するにもお金がないので、共同で日常品を購入したり、毎日二個の卵代を貯金して、毎年、三戸ずつかまどを改善しています。生活改善グループの人々は、グループワークによって、グループ員お互のことを考え、援けあいながら、一人一人が成長していこうと努力しています。このお手伝を生活改良普及員がしています。

生活改善とは、このようにして、自分の生活の中の問題をとり上げ、一つ一つ解決しながら、よりよい生活を目ざして、一段一段と積み上げていくものだと思います。生活改善グループの人々は、自分達だけでなく、地域社会の人々によい影響を及ぼし、ひいては明かるい農村が築かれる力になるのだと思います。

——農林省生活改善課技官——

読者通信

★北海道の開拓者の生活

森元蔵

北海道の開拓者という言葉にみなさんはどんな響をお感じになるでしょうか？あのひろびろとした高原の牧場にいかにもゆうちょうな草はむ乳牛の親牛仔牛、又春風にたてがみをなびかせて元気にはねまわる若駒の一群れ、何十頭もの緬羊群、赤い屋根の高いサイロが入道雲をバックにそびえて見える明るい理想郷を連想される方もあるでしょう。しかし、四十日間もお米は勿論、麦の一粒さえもたべられず、蕗やこごみ（ぜんまいによく似たもの）やあかざの葉などと馬鈴薯をこまかくきざんだものとの煮込み、それも味噌も醤油もないから塩だけで味をつけて、たまには馬糧にする燕麦のお粥を砂をかむ思いでたべる。又、冬の或る朝、頭を上げてふとんの上を見ると、かべのすきまから昨夜吹き込んだ吹雪が二寸も積っている。こんな開拓者の生活を想像できるでしょうか。兎に角、筆者もこの尊い経験者の一人なのです。そこで自分達の住っている十五戸の開拓農家について調査した実態の一部をこゝに紹介して、みなさまの御想像以上のものであることを知っていただきたいものと思います。

夏の月を眺めながらの露天風呂や傘をさしかけての野風呂などは、一かどの風流かは知りませんが、零下一〇度の厳冬の露天風呂など全く内地の人には想像もつかないものでしょう。

特に屋根もかこいもない大便所をもった家が五軒もあるのなどは、雪の日や雨の日はどうするかと心配になることでしょう。いくら人通りの少い開拓地だからとて、これではあんまりではないでしょうか。しかしこれが実態だとすればそのまま発表するよりしかたがありません。

調査した部落は七十六戸のうち、学校の所在地で比較的文化程度の高い人々が住っている区域の一小字の全戸についてで、独身者は一人もありません。

神棚の有無　有五　無六　作り度い四
仏だん有無　有一　無一〇　作り度い四
新聞　とっている四　とっていない一一
雑誌　とっている二　とっていない一三
井戸　有三　小川から汲む五　谷間からかつぐ七
自転車　有一　無七　買いたい六
便所の状態　屋内にある二　外便所　入口に戸がある六　入口に戸がない五
便所の屋根もかこいもない　有（全部屋根もかこいもないもの）七　無八

長期欠席や中食を持って行かない児童生徒、又は中学校をどうにか三年了えるのを待ちかねて奉公に出す等、民生委員も協助員も見て見ぬふりをするより仕方がない場合が多く、全く気の毒な生活です。勿論ランプ生活で医者もなく、中小学校合わせて先生は三人きりという有さまです。こんな国民を一日も早くなくしたい念願でいっぱいです。

（胆北海道協助員役場）

農協婦人部の組織活動について

一、農協婦人部の概略

農協婦人部が全国組織を結成してから、今年で五年目を迎えました。現在ではその組織も県組織において三八四、町村組織七、三四四、会員数二、八〇四、一一八人という尨大な数字に及んでいます。この尨大な数は裏をかえして見るならば同時に日本の農村人口の多きを物語るものとして社会的な面からも注目に値するのではないかとおもいます。

次に農協婦人部の運動の出発は全く農村婦人自らの手でなされたもので、それは静岡県と長野県によっていちはやくとりあげられました。静岡県においては二四年秋、当時農協婦人役員として選出された三九名の農村婦人が、婦人の地位の向上を目指して「静岡県農村婦人連盟」の結成を提唱したことからはじまり、そこでこの運動は多くの賛同者を得て同年一月全県組織の結成へと進み、これと殆んど時を同じくして長野県にも運動が起り二五年「長野県農村協同組合婦人協議会」が結成され、その後多数の府県に農協婦人部組織が続々と結成されました。

一方農業協同組合中央会においては二四年全指連によってつくられた「農協教育活動方針」で農協の普及発達に農村婦人に対する教育の必要性と重要性が強調されるようになり、また二五年には農協中央機関で「全国農村生活文化事業連絡委員会」が組織され、農協婦人部の結成促進が採択され、農協不振や、農家生活の苦しさの進行は一層これを促進させ、数回の農協婦人部代表者会議の末、二六年四月一四日第三回全国農協婦人代表者会議で「全国農協婦人団体連絡協議会」が結成されました。

二、農協婦人部の組織活動

婦人部の組織活動は次の四項目にわけることができます。

1. 農家経済安定のために計画的な共同購入・共同販売
2. 農業経営合理化のために営農技術の研修
4. 農家生活合理化のための生活改善の徹底
4. 農村文化の向上

農協婦人部は以上の農協事業を通じて農村婦人が組織活動を行なっていくことによって社会的にも、経済的にも地位を高めようとする組織であります。これらを更に具体的活動について述べると、研究活動と実践活動との二つにわけて見ることができます。

事業

1 研究活動

（イ）農場の理論と実際の研究

（ロ）農業技術と経営の改善研究

（ハ）農村生活、文化向上に関する研究

（ニ）農村婦人の教養を高める研究

（ホ）組織拡充と純化に関する研究

2. 実践活動

（イ）農業協同組合事業推進に関する活動

○信用事業　○販売事業　○購売事業
○生産事業　○共済事業　○文化事業

（ロ）農業技術と農業経営改善の活動

（ハ）生活改善の積極的活動

（ニ）組織拡充と純化に関する活動

以上ですが、これらの活動を行うことによって、農村婦人が新らしい時代の科学や文化について教養を身につけ、独立した人格をもつ家庭や地域社会の一員として、有意義に明るく楽しく生きていくためには、まず何よりも農村の婦人たちが「集って同じ立場で話し合う」ことによって一歩一歩建設していこうとする点に重点がおかれています。また、この組織活動を通じて、他の婦人団体には見られない特徴を簡単に述べると、それは農村婦人が自分たちの真の利害関係の上に立った経済的組織活動を行なっていくということです。

また従来の農村婦人といえば、過重労働と封建的な立場において最も弱い婦人の姿でもありました。しかし、進んだ組織活動を行っている婦人部においては、農業経営、生活の合理化、その他の共同化等によって、自ら過重な労働から解放していこうという、自覚の上に立って努力しているような婦人部のうごきが各所に見られるようになってきました。

三、農協婦人部の今後の問題

農村婦人の組織として唯一の存在として知られている農協婦人部の組織が、口では二百八十万という数を誇っているようですが、農村の組織として必ずしも強化されたものとはいえない点に、注意が払われなければなりません。組織活動を本当に強化するには、耕作農民としての婦人をもって組織する職能組織としなければならないこと。もう一つは、農協を利用しない、農民でない婦人の数が多すぎたり、役員の多くがこのような人で占められていることは、本来の農村婦人の利益を代表するものとはならないし、また目的も性格も変った組織となるので、この点も今後に問題を残しています。

次に忘れてならないことは、あくまで自主的な組織であるということ、農協を推進する組織ではありますが、単なる農協の御用団体であってはならない、また農村婦人であるからといって強制的に組織するのではなく、自発的に理解をもって結集することが、今後の農協婦人部をより一層前進させていくことになるでしょう。こうして農村婦人が自分たちの組織活動を通じて農村生活と経済とを向上させ、ひいては婦人の社会的経済的地位を高めることができるのではないかとおもいます。

—全国農協婦人団体連絡協議会新沼静—

季節に移動する農村の婦人労働者

―地域間移動労務需給状況調査より―

伊藤俊子

一　まえがき

今年は異例の豊作といわれているが、稔りの秋をひかえて農村の景気はどうであろうか。

毎年農村のふところ具合を反映して、積雪地から温暖の地へ、辟山村から漁撈地へ、また、寒村から都会へと、出稼ぎする季節的移動労働者の数はおびただしい。なかには、四季を通じて移動してあるく慣行の労働者もあるが、農閑期を利用して働く農村のものが多く、また、婦人の労働者も尠くない。

そこで、昭和二九年中における地域間移動労務需給状況調査（昭和三〇年五月職業安定局作成）の資料から、若干の数字を拾つて公共職業安定所をとおして出稼ぎする婦人の移動労働者の概況をみよう。

二　どんな仕事に出ているか

第一図によつて、男女の職種を比較してみると、女子は農耕に従事する割合が最も多く（四六・五％）、次に食料品製造加工（二三・七％）、果実採取（九・六％）、養蚕（八・二％）、漁撈（五・一％）の順で、ほかに、建設・林業伐木・酒造がわずかあり、その他（五・一％）となつている。

男子は、漁撈が主位を占め（二七・三％）、農耕（一九・一％）、建設（一七・四％）、酒造（一六・七％）のほかは割合が少く、林業伐木（五・七％）、食品製造加工（五・一％）、果実採取（四・七％）、炭鉱労務（一・一％）、養蚕（〇・二％）その他となつていて、女子の業種とは著しく異つている。

男女の総数に対する割合は、一〇〇人中、男子約六四人、女子約三六人であるが、男女とも、その約三分の二が他県に稼ぎに出ている。

ここで参考までに、調査における職種の内容をあげてみよう。

1、農耕（果実採取を除く）――稲刈、麦刈、田植、早乙女、麦蒔、蹈草刈、農夫、養鶏農夫等

2、果実採取――林檎、密柑、苺等採取、果物袋掛、果樹栽培農夫等

3、養蚕――養蚕技術員、蚕児鑑別手、蚕種製造工、春蚕労務、晩秋蚕労務等

4、漁撈――船頭、鮭漁夫、鰯漁夫、鰹漁夫、捕鯨夫、海草採取、炊事係等

5、林業伐木――伐採夫、杣夫、木馬曳、運材夫、製炭夫、筏師、造林夫、造材夫

6、食料品製造加工（酒造を除く）――水産物加工夫、澱粉工、寒天製造工、製茶工、味噌醤油醸造工、製塩夫、罐詰製造工、キャラメル包装工、蒲鉾製造工等

7、酒造――杜氏、醪師、麹屋、釜屋、蔵人、酒造夫、焼酒造り、アルコール仕込工、ウイスキー仕込工、精米工等

8、炭鉱労務――採炭夫、抗内運搬夫、鉱夫等

9、建設――建築大工、土工、石工、煉瓦積工、左官、コンクリート人夫、坑夫、建築鳶職、煉瓦工等

10、その他――人夫、紡績工、織布工、染色工、雑役、女中、荷扱夫、除雪夫、葉煙草乾燥工、練炭製造工、製樽工、電炉工、他に含まれない各種製造工等

なお、漁撈、建設、林業伐木、酒造等に働く女子は雑役、炊事婦などである。

第1図　男女別及び職種別季節的移動労務者数（%）

（昭和29年）　―職業安定局調―

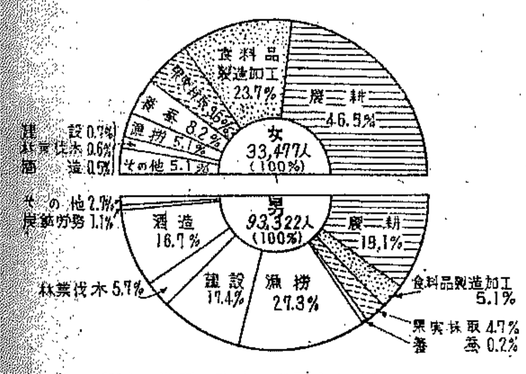

（註）常用・臨時・日雇をふくむ

三　女子の移動する地域（第二図参照）

需要地で上位にあるものは、北海道の九、二一〇人であるが、そのうちの約半数は、北海道内の供給であり、残部は秋田の二、五三九人を筆頭に、青森、岩手、宮城、山形、福島から供給している。職種は、製造加工が主位を占め、農耕もかなり多い。

静岡の需要は六、八五一人で北海道に次ぐが、殆んど、他県に供給をあおいでいる点が、北海道とちがつている。静岡

の供給地は、新潟の二、四五二人、長野の二、二一五人、次いで福島、岩手、秋田、山形、宮城、石川、山梨などである。

職種は、果実採取が圧倒的に多い。

群馬県も、かなりの需要を示しているが（四、一七八人）、供給地は、新潟の一、七七九人が最も多く、次いで長野の七六二人、福島の五九三人、以下は、自県内が多く、その他の他県供給地は、宮城、秋田、岩手、青森、山形などである。

職種は養蚕が多い。

岡山は殆んど自県内でまかなつているが、徳島（五五三人）、香川（一〇一人）、鳥取（一二四人）などの供給をみられる。

第2図　地域別女子の季節的移動労務需給状況（実人員）

（昭和29年）　―職業安定局調―

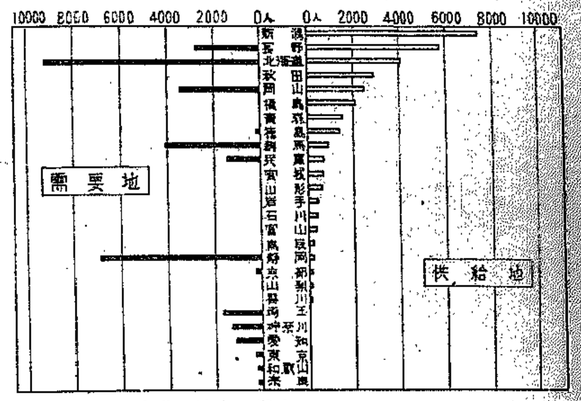

（註）100人未満の地方は省略

需要地（100人未満）茨城、栃木、千葉、岐阜、三重、滋賀、大阪、山口、福岡、大分

供給地（100人未満）茨城、千葉、福井、岐阜、三重、滋賀、大阪、島根、広島、高知、熊本、大分、鹿児島

職種は、農耕が圧倒的に多い。

長野も、自県内の出稼労働で充足している二、七七八人のうち、二、〇二九人は県内の労働者であつて、職種は、農耕が主であるが、養蚕も多い。

埼玉、神奈川、愛知、兵庫は、殆んど不同位にあるが、埼玉は、全数（一、六三〇人）が他県の出稼労務者に依存しており、その半数は、新潟で占められている。そのほかは、東北六県と富山県で、農耕労働者である。

神奈川は新潟、長野が多く、そのほか僅かに東北六県、富山、石川がある。職種は、農耕、果実採取が主であるが、その他の職種も若干みられる。

愛知では、新潟、長野が主で、東北六県の供給は皆無である。福井、三重、岐阜からわずかに供給している。

職種は、食料品製造加工・養蚕であるが、あまり多くなく、「その他」の職種の紡績工、織布工、染色工の多い点が他の需要地と異つている。そのほかの需要地で、特色のあるものは東京の「その他」となつている。

兵庫も、自県内が大部分を占めている。

そのほかは、石川が、静岡と奈良へ、富山が長野、静岡、埼玉へ、鳥取は京都、岡山へなど、傾向で出かけている。

徳島の一、四一一人は岡山と兵庫、そして自県内の出稼ぎである。

第3図　四季別及び職種別女子の移動労働者数（昭和29年）

―職業安定局調―

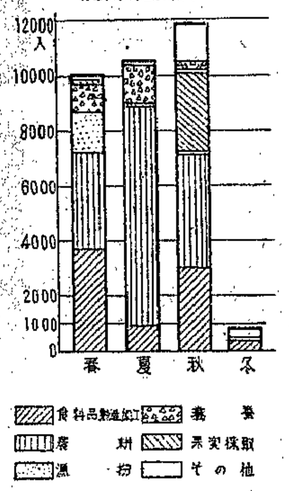

供給については、上記の需要地でふれてきたとおりであるが、とりわけ新潟県は、供給人数が最も多く（七、四〇三人）、しかも北海道、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、静岡、愛知、大阪、岡山まで広範囲にわたつて手広く大量に進出し、自県内の供給は殆んどみられないなどの点が注目される。

次いで長野県は、供給数五、八〇七人であるが、そのうち、二、〇二九人は自県内であり、他県出稼の範囲も新潟の比ではない。しかし、静岡を筆頭に、神奈川、愛知、群馬、埼玉、栃木、和歌山、北海道などに出て働いている。

北海道は、これに次いで多いが、他県への供給は全くない。岡山も同様である。

秋田、福島、青森、山形、岩手、宮城の六県は北海道が、最も多く供給しているが、静岡、群馬、埼玉、神奈川へ同じ傾向で出かけている。

兵庫も、自県内の出稼ぎである。

農耕では「田植農夫」で、農耕経験二

特定の地域へ出ているのも一つの傾向であろう。

以上、地域別にみた女子の移動労働者数は、需要と供給の地域間にあるさまざまの問題をうつしだしているようにみえる。

四　四季にみる婦人の仕事（第三図参照）

本調査の目的が労務の需給調整にあるため、仕事の内容、雇用条件などを詳細に知ることはできないが、調査に散見する二、三の事例によつてその片鱗をうかがつてみよう。

春　食料品製造加工の割合がたかく（三六％）、農耕（三四・三％）、漁撈（一五・二％）、養蚕（九・六％）、果実採取（二・〇％）その他である。

食料品製造加工は、罐詰工であるが、雇用条件は、経験不要、住込、月収手取三、〇〇〇円、赴任旅費支給の例がみられる。

年以上、住込、日給三〇〇円～三五〇円休日月二日、「果樹栽培農夫」住込食事付一五〇円～二〇〇円、経験一年以上、などがある。

また、五月中は果樹農として、苺取りに従事、六月中は農夫として麦刈、田植の条件で、住込、食事付月収五、五〇〇円、赴任旅費支給、但し経験を要し、年齢十八～三十五才までというのもある。

岐阜から長野に蚕児雌雄鑑別係、蚕種受配係が出ている。食事付日収一五〇円～二〇〇円、経験三年以上の条件がある。

鹿児島、熊本から福岡に出かけた蚕児鑑別手には、無経験者を採用し、訓練する、住込、日収一七五円などがある。

夏　農耕が主で七五%を占めている。養蚕(一三・三%)、食料品製造加工(八・九%)、漁撈(一・〇%)その他である。

農耕は穀物農夫、一般農夫、早乙女などで田植、田の草取などである。雇用条件としては、農耕の経験を有する者、住込、食事付三〇〇円～三五〇円、経験五年～七年以上、住込、日収五〇〇円～六五〇円もみられる。

林檎の袋かけ、経験あるもの、住込、日収五〇〇円～七〇〇円。蘭刈農夫は住込食事付五五〇円～一、〇〇〇円で、鳥取、広島、兵庫、徳島、香川、高知から岡山へ集中している。

蚕児雌雄鑑別手は、春と同じである。

そのほか、染色工が、未経験者で住込食事付月三、五〇〇円～四、〇〇〇円で長野から愛知に出ている。

秋　農耕の三四・六%に次いで、食料品製造加工の二五・三%、果実採取の二四・四%が高くなつている。養蚕は少く三・一%にすぎない。

秋の農耕は稲刈が主となつている。

食料品製造加工は、みかんの罐詰、食料の製造など、新しくみられる職種である。

しかし、秋の特長は静岡へ、次に和歌山へ東北各地から出稼ぎする果実採取の人たちであろう。みかん採取のあるときは月四、〇〇〇円、農作業に従事すれば月四、五〇〇円で旅費往復支給という条件がみられる。

そのほか、海苔の採取に千葉県へ、住込月収三、八〇〇円、経験不要、休日二回、同じく澱粉製造月四、五〇〇円などがある。

製麻工、凍豆腐製造工は、また秋独特の仕事であろう。

冬　女子の季節的移動労働者の終そく期である。罐詰工、海苔の採取、果実の収穫がいくらか残されているが、そのほかは殆んど東京を需要地として、家庭・旅館の女中、売店の売子、製本工などにきりかえられ、その数も極めて少い。

供給地では、冬ごもりをしながら、春の訪れを待つているのだろうか、数字の上では総計、八一二人を記録するにすぎない。

◇「農・山・漁村婦人の地位をたかめる運動」について

農・山・漁村の婦人は生産者として、家事担当者として重要な役割を果していますが、いまだに村落社会の封建性が残存しているために、なお多くの者が低い地位におかれています。よって労働省婦人少年局では、次のような要領で、表記の運動を行うことになりました。

一、目的　農・山・漁村婦人の地位を検討してその向上を促進するとともに家庭や社会のその活動に対する認識をたかめ、なおあわせて婦人自身の社会人としての実力をさらにたかめるために、この運動を行う。

二、期間　八月十日～九月三十日

三、対象　全国の農・山・漁村の男女

四、重点

(一)　農・山・漁村婦人の家庭及び社会における役割を検討するとともに、家庭や社会のその活動に対する認識をたかめる。

(二)　農・山・漁村婦人の社会人としての実力の涵養をはかる。

1、家族の一員として

2、地域社会の一員として

3、市民社会の一員として

五、実施事項

(一)　教育宣伝活動

1、懇談会の開催　農・山・漁村の婦人を対象として、各都道府県の婦人少年室が主催する。調査実施県においては調査村において本省職員出席のもとに懇談会を行う。

2、報道機関による宣伝(新聞、ラジオ、その他)

3、資料の活用　今回はリーフレット、及び参考資料「漁村問題」を作成する。その他婦人少年局で作成した左の既存資料を活用する。

リーフレット「明るくたのしい生活を――農家の婦人へ――」「農村婦人の生活をたかめるために」「第七回婦人週間」

幻燈「四つの物語」

紙芝居「民主の村」

婦人関係資料シリーズ

参考資料第二十号「現下の農村問題」

一般資料第二号「中央婦人問題会議農村委員会」

〃　第十六号「農村婦人問題について」

〃　第二十号「農村生活をたかめるための演劇脚本」

調査資料第七号「農村婦人の生活――実態調査結果報告」

「ふだん着の婦人問題」――第一回全国婦人会議記録

「婦人の経済活動はいかにあるべきか」――第二回全国婦人会議記録

「全国婦人会議概要」――第七回婦人週間

(二)　連絡調整活動　問題の所在点を検討し、この要領の内容に基いて、関係官公庁(農林省関係主務課等)、民間団体(農業・漁業協同組合及び婦人団体、青年団体、文化団体等)、報道機関等の活動を促すために、各都道府県内で懇談会を開催する。

(三)　調査活動　千葉県(太平洋鮪一本釣漁業、海女漁業)、富山県(日本海定置網漁業)、岡山県(瀬戸内海一本釣漁業)において漁村婦人生活実態調査を本運動の期間中に実施する。

(備考)　この運動は「よりよい社会をつくる力になりましょう」のスローガンのもとに開催した第七回婦人週間の趣旨を農・山・漁村において、さらに浸透させるために行うものである。

産休補助教員の法制化について

千葉　千代世

うだるような暑さの七月三十日、即ち第二十二国会の最終日に参議員本会議を通過して、待望の産休補助教員法が成立しました。「女子教職員の産前産後の休暇中に於ける学校教育の正常な実施の確保に関する法律」という大変長い名の法律が、それであります。この法律は「正常な教育実施の確保と母体の保護をはかる」とその目的を明らかにしていますが、これは日教組が労働基準法にさきがけて、産休十六週を確保したことと共に、日本の教育史上はもとより、世界の働く婦人の福祉の点からも、正に画期的な法律といつても過言ではないと思います。

次に、この法律を簡単に解説しますと、全文は五条から成つております。

先ず第一条には、この法律の目的と教育職員の臨時任用がうたわれて、適用をうける学校は公立と国立の学校と限定されています。

第二条には、その対象が示されています。即ち学校としては小学校・中学校・高等学校・盲学校・ろう学校で、教育職員は校長・教諭・養護教諭・助教諭・養護助教・講師(常時勤務者)及び寮母であります。

第三条には、国及び公共団体の任務が規定され、臨時任用の教職員を置くために、必要な財政的措置を講ずるよう努めなければならない、としてあります。

第四条は二項から成つており、前項は女子教職員の産前産後の休暇中、その期間の範囲内において学校教育の正常な実施が困難と認める期間を任用の期間として、校長以外の教育職員を任用しなければならない、と義務づけてあります。

そして第二項では、この臨時任用については前項の規定にかかわらず、市町村教育委員会と都道府県の教育委員会が協議しできめることになります。

第五条はその臨時任用の身分についてのべてあります。

この法律実施の期日は昭和三十一年四月一日ですが、当初の法律案にもられた私共の考えは、その審議の過程においていろいろ修正を余儀なくされたため、出来上つたこの法律には幾多の問題点が含まれています。幼稚園・事務職員・大学を除外したことは、何といつても残念なことであります。また運営するに当つて問題になる第一の点は第四条で、第二項に市町村教育委員会と都道府県教育委員会が協議しなければならないようになつていることですが、その協議の内容はあくまでも第一項の大原則の上にたつて、学校教育の正常な実施をはかるために、休暇の期間の範囲内において任用しなければならないことについてでありますから、これが悪意に解釈されて、非常に短期間しか置かぬとか、学校教育の正常な実施ができているからというので、補充が必要であるにもかかわらず、置かぬ等のことがあつてはなりません。もしこのようなことがあるなら、それは立法の趣旨に反したもので、立法の過程で他の職場でとれている最低十二週の休暇は必ず確保されなければならぬというので、予算も計上されていることを考えるべきであります。

また、これは臨時的任用に関する法律でありますが、現在までやつていた一般の任用の中から産休補助としてまわす分には制限はありません。臨時教員をどのような形で採用し、教育の効果をあげていくかについては、県教育委員も充分話し合いをすすめていく必要があります。

このような問題点を含みながらも大きく評価される点は産休の補助教員が定員のわく外として置かれることになつたことで、これは定員にゆとりのない現情に対する応急処置として大成功であります。

なおこの開いをふりかえつて見ると、職場の一部にもまた国会内にも、お産をする女教師を雇うより男教師をとか、法律まで作つて保護しなくてもよいとか、女教師の職場がせばめられるから、かえつてこういう法律がない方があなた方のためだとかいつて反対なさつた方もありました。これは大変な誤謬といわなければなりません。世の中は男と女が未来永劫仲よく暮らし、人類の繁栄をはかつてゆくところだと思います。だとしたら男女の特質を充分に生かし合う愛情が当然国の政策にもられていくべきではないでしようか。男女の特質が生かされた真の平等な社会の中では常に人権が守られ、子供たちのたのしい未来が約束されると思います。教育の場における豊かな母性愛は、父なる教師のふかい理性と相俟つて、たくましい人間性を築きあげるために欠くことの出来ないものであることは云うまでもありません。

このような教育活動がたゆみなく続けられてゆくために、日教組は結成以来あらゆる努力を続けて来ましたし、私共全国二十四万の婦人教師はいちはやく、婦人部を結成し、その努力目標の一つとして男女差別待遇でつぱいの闘いと共に母体保護の運動を進めて来ました。従つてこの法制化のかげには、全国の産休実態調査、並びに教職員家族の調査(夫が教師で妻が家庭にいるもの)の二大調査を

基礎として、全組合員の闘いと全国教育委員連絡協議会、全国小学校長会、P・T・A、各種婦人団体の圧倒的な支持と日教組出身議員高田なほ子氏をはじめ、日政連議員の方々はもとより、各党の議員の皆様の深い理解と働きが積み重ねられております。

この法律のよりよい運営によつて、日教組が日本大学公衆衛生学教室協力の下に実施した実態調査に明らかにされたような諸種の障害が一日も早く排除されなくてはならないと思います。試みにその障害の概略を述べて見ますが、これは多かれ少かれ他の職場の婦人労働者並びに一般家庭の主婦の労働過重等の原因のため、母体保護が害われている立場と同じであると思います。私共日本の教師六十万のうち、その半数に近い婦人教師がおりますが、更にその四割は既婚者で、平均二人か三人の子持ちであります。折角産休期間はきめられながらも、休暇をとつたあとの教育をつづける人手がなく、校長の意見、父兄への思わく、あるいは受持つている児童、生徒の学力が低下しないかという心配などから無理をして教壇に立ち、十六週はおろか労基法の十二週さえもとれず、産前産後を通じて一週間より休めなかつた人が二十九県で九十二名もいるし、六週間、七週間が普通です。中には出産前まで教壇に立つた教師もいます。このため三四%も異常出産があり、産後の休養不足から病気になつて死んだ人さえも出来、母性としての女教師の保護の不充分さを物語つています。

また産休期間の教育について、学校では合併授業一七%、自習五一%などのやり方で補つており、教育の低下はひどく、ひいては「お産をする教師はくびにせよ」という動きさえ出て、婦人教師の中には泣きながら妊娠中絶のみちを選び、産みたくても産めない人間としての最大の苦悩を味わされている例さえ聞こえるようになりました。全国の出産者数一四、六〇〇人の外に流産の数もかなりに上つている事実や、産後の休養日数に比例して出産児の健康の良否もわかりました。

私共はこの法案の趣旨の徹底をはかると共に、広くお母さん方と手をつないで、子供を守る共通の立場から、民族の繁栄のために、お互の健康を守つてゆきたいと思います。

——日本教職員組合婦人部長——
——労働省婦人少年問題審議委員——

年少者の不当雇用慣行実態調査のうち
市町村調査について

関東甲信越地区における年少者の不当雇用慣行実態調査は、予備調査（学校調査）、市町村調査、親元調査、雇用先調査の段階に従つて実施される。（調査要領の概要については、本誌第二十六号参照）右のうち学校調査については、さきに六月から七月中旬にかけて実施され、ほぼその調査を終えた。そこで、なお一部の学校に未報告のものもあるが、学校調査の結果、一応不当雇用のおそれありとして報告された者の数を掲げてみると下表のとおりである。

市町村調査は、この学校調査結果に基き、八月から九月中旬にわたり実施される。

即ち、学校において一応網羅的に把握された不当雇用のおそれのある者（前掲数字）につき、市町村において、更にそのおそれの有無をふるい分け、そのおそれのある者を的確に摘出しようとするのがこの作業である。市町村は、人口異動（転出）の窓口であり、又、町会・部落会・近隣組合等の限定地域における組織を通じて、年少者の動向に関する実情把握を比較的容易且つ正確になしうるので、この調査が予備調査の第二段階として行われるわけである。ただし、東京都の場合にあつては、この理由によつて調査の実効を期待することはその地域の広はん性から無理であるので、東京都においてはこれを行わない。

なお、市町村調査は、市町村職員が担当し、規定様式の「長期欠席生徒並びに卒業生市町村摘出調査表」に記入するのである次第である。

このようにして、この調査の結果、不当雇用の疑いの濃い者が最終的にしぼられるので、それらの者がいよいよ実態調査（親元・雇用先・本人）に附されることになるのである。

なお、この機会に、学校調査に当られた学校教職員、並びに市町村調査に当られる市町村職員の方々の御協力に感謝する次第である。

都県別	長期欠席生徒のうち不当雇用のおそれのある者 男	女	計	本年3月卒業生のうち不当雇用のおそれのある者 男	女	計	合計 男	女	計
茨城	193	272	465	1,325	873	2,198	1,518	1,145	2,663
栃木	101	119	220	1,698	995	2,693	1,799	1,114	2,913
群馬	74	90	164	1,179	676	1,855	1,253	766	2,019
埼玉	177	232	409	1,085	622	1,707	1,262	854	2,116
千葉	207	284	491	1,000	642	1,642	1,207	926	2,133
東京	45	160	205	2	30	32	47	190	237
神奈川	72	106	178	293	253	546	365	359	724
新潟	55	65	120	1,937	1,311	3,248	1,992	1,376	3,368
山梨	32	61	93	567	370	937	599	431	1,030
長野	5	3	8	724	468	1,193	729	471	1,200
合計	961	1,392	2,353	9,810	6,240	16,050	10,771	7,632	18,403

未亡人調査あれこれ

労働省婦人少年局が昨年以来行なつている未亡人等調査の第四次調査が、去る六月行われました。これは旅館・ホテル・食堂等（全国五百事業場）を対象としたものですが、直接面接に当つた婦人少年室では、場所がら種々の困難に遭遇しました。以下三県に苦心の一面を伝えていただいたものです。

神奈川

神奈川婦人少年室

今回の調査は飲食店が対象であつただけにまず調査対象の選定に一苦労、監督署備えつけの適用事業所報告の中から調査対象の基準となる使用者十名以上の飲食店を抜出し、未亡人雇用の有無を電話で確めてみるものの容易に該当がない。遂に日頃歩いて記憶にある町々の目ぼしい店の電話番号を調べ、個々にあたつてみた結果この方が効率が高かつた。

昨年の調査は製造業が対象であつたから事業所側の協力も充分に得られ、調査の進行状況もきわめて良好だつたが、本年は飲食店の事とて調査日時の決定、或いは調査の実施に手間どり、計画性のない調査に終ろうとしている。「前以て調査日時を決める事は出来ない」という事業所には「今日は御都合どうでしようか」「今からではいかがですか」と草疲れる程電話で連絡した末ようやく調査の運びになる。また予め打合せておいた日時に出かけたにも拘らず「今日は入船があつてお座敷が出来たので忙しくて調査に応じられない」という事でカンカン照りの中を浮かぬ気持と重い無駄足を引ずつて帰る事も珍しくない。或いは、「夜六時半からにしてくれ」との希望で夜間出かけると調査表をみた瞬間「こんな面倒な調査と思わなかつた」と態度が変り、用心棒の目を背後に感じ、下から響いてくる姦しい楽器の音に頭痛を覚えながらインタビューを続けてゆく。飲食店と一口にはいつても清楚なウェートレスの働く喫茶店からジャズとネオンのキャバレー、アルバイトサロン、赤い灯、青い灯の輝く特飲店まで対象はまちまち、そのおかれている立場によつてこれら未亡人の生活とその意見も非常に大きな違いがあるように感じられる。

紙数が限られているため、全般に亘つての御紹介が出来ないので、この調査でのぞいた未亡人のごく一部の実態、アルバイトサロンの実情を御紹介する。

今回の調査では、アルバイトサロン二か所を対象とした。まず気づく事は支配人の質によつて働いている婦人の質が決まる事である。事業所の教育訓練というところでもあろうか。

アルバイトを看板にするだけに彼女達の着衣は殆んどの者が普通の地味な浴衣、スカートにブラウスといつた我々の通勤衣のようなものであつた事は衣裳代にかかるのだろうという私どもの想像外のものであつた。

彼女達の勤務時間はA事業所は早番が夕方の六時から十時まで、遅番が十時から二時までであつたがB事業所は終業時間が十一時半であつた。彼女達の固定給はA、B事業所ともに一時間五十円、指名料一回二〇〇円、従つて実動時間四時間として一日固定給二〇〇円、指名一回あれば帳場からの戻しが一〇〇円、計一日で三〇〇円という計算である。最近のように不況続きだと指名のない日も多いとか。月収は最低七、八千円から最高二万円位、彼女達の言によれば特別の技能をもたず、短い時間に割合に多い収入を得る事ができるし、昼間は子供達と一緒に生活ができるという事がこの仕事の長所だという。人によつては昼間洋裁、編物等で二、三千円位の収入を得ている者もあるが、この方がアルバイトでアルバイトサロンといわれている方が彼女達には本業のようである。

このような場所に働く未亡人たちは一般食堂の雑役などにいる人達とは異つてどの人も明るく我々の調査に応えてくれるが、これは彼女達の個性ではなく、処世上、即ち商売上のテクニックが身についたものであろう。暫く彼女達と話しているうちに警戒心をなくし、一種の信頼感をよせてくる。閉めきつた心の扉を開いてくるとともに朗かそうな彼女達の仮面は外されて数々の苦労や悩みを訴えてくる。彼女達には心からの相談相手がほしいのだ。

手許にいる子供のこと、離婚した病夫のこと、里方にあずけてある坊やのこと、そして生活のこと。涙を流しながら話す彼女達も矢張り普通の家庭の母親にすぎない。

彼女達は指名を多くするためには知りつつお客の誘惑にもの事もあるという。

事実、交通機関の途だえた深夜の二時、自宅に帰れる人は少い事だろう。とすればその中の何割かの人達はホテルへの道を辿る事は明かな事である。アルバイトサロンも売春と紙一重という事は調査対象の彼女達の言動からもうかがわれる。

未亡人を使用しての感想を、A事業所

の支配人に聞く。「未亡人は経験があるから男の取扱いがうまい。男をだます術を心得ているのですね」私は身内の肌寒さを苦笑いに紛らせて了つた。

一般食堂の未亡人が死別が多いのに反して、アルバイトサロンは離婚が断然多かつた。

静岡

静岡婦人少年室

天候異変で六月と云うのに、アスファルトもとける程あつい午後、今日の予定の小料理屋を、市の繁華街七間町の通りに訪れた。

のれんをくぐつて入る店の表は、テーブルが十程置かれてある普通の椅子式食堂の構えで、客かと寄つてくるサービスガールに、御主人に会いたいと云うと、奥におりますからとのこと。薄暗いごたごたしたたたきを抜けて、帳場らしくしつらえた所で、代理の女事務員に会つて用向きを話す。

未亡人の調査ときくと、家には未亡人は、いますが、別に救済してもらわなければならない人はありませんから、等と見当違いなことを答える。別に暮しに困つている人を探しに来た訳でないこと、未亡人その他女手ひとりで一家の暮しをたててゆかなければならない人々のために、職業対策をたてる目的で、一般の未亡人を調査することになつていますから、これは何を意味しているのであろうか。あの顔、この顔、あの人の場合、この人の場合、それぞれの未亡人の顔と立場を思い浮べながら、この悩みに対してこの苦しみに対して当面の解決さえも与えることのできない社会の貧しさに、私は今日も憂うつである。（渡辺籌子）

と説明すると、それでは係累のない人は入らないでしようなど云いながら、なおちやんに、ふさちやんに等と数えていると、何所からか集つて来た女中さん達が、誰々さんもそうだ、一度同棲して別れたのだから、内縁でもそれに当るのでしよう等教えてくれ、結局二三日は出てこない人も入れて五人程、所謂「未亡人等」に当る人が働いていることが解つた。

労働条件は、今迄調べた所と似たり寄つたりで、表のサービス係りと調理場の女中は固定給だが、奥の座敷女中はチップだけ、それも料理の請求額の一割の付けチップを、その日来て働いただけの女中で分配して帰りに貰つてかえることになつている。だからその額は日に依つて違うし、月額は計算したことはないとの事、結局雇人というより単なる働き場所の提供といつた方が近い形で働いている訳である。半数は早番で十時か十一時頃、後は遅番で四時半か五時頃来て、座敷の掃除をしたり、髪結や風呂に行つたりしておつくりをし、和服に着替えて待機する。そして客の来た順に座敷を受持つて、料理を運んだり、お酒のお酌をしたり、客と話を合せたりする。客が帰れば、普断着に着替えて後片付をし、チップを計算してもらい、遅番で来た人は下の六畳の間に泊るというのが、その一日である。

食事は一回か二回提供されることになつている等、大体のことを帳場で聞いてから、一人ずつ会つて話を聞くために二階の空部屋に案内された。ちようど風通しのよい廊下で座布団の手入れをしていた四十五六の浅黒い小肥りの人がそうだというので最初に来て貰つた。

何も話するようなことはありませんと、もじもじしていたが、だんだん馴れて来て、積極的に話してくれるようになり、いい年して主人に置去りにされ途方に暮れ、屋台のおでん屋を頼まれてやつていたが、雨の日等辛いので知人の紹介でここに来たこと、夫は人を四、五十人も使つた請負師で、私も姐御とたてられ大事にされていたのに、今は若い客に、婆さんは引込め、など罵られることもあり、いい恥をさらしておりますが、他に腕に覚えもなし情ないものです。

貰うものは日に煙草銭位しかないこともあれば、三百円位になることもある。しかし着物も汗になるので時々は見苦しくないものを新調せねばならず、年中月賦に追われています。丈夫な内はまだいいが、健康保険にも入つていないので病気となればそれつきり、以前酔つた客に押倒されて敷居で胸を打ち、肋膜のようになつて一月休んだ時も、誰からも治療費の貰えない弱い商売です。私は主人と一緒のころ貰つた養子が大工をして働いているので、何とかその間食べる事が出来ましたが、他の女中さんだつたら、一家餓死しなければならない所です等々、話は中々尽きそうもないが、何とか聞きたい事項は聞き出して、後の人と替つてもらつた。

この人の言う通り、息子が一人前になつた人はよいが、女手一つで一家を支えている他の人達は一月休まずに（四日休むようになつていても、休めば収入がないので、つい出てくる人も多い）八千円やそこらで、間代を払い、家族を食べさせ、子供を教育し、その上自分の着物も着飾らなければならないが、一体何うしてやり繰つているのであろうか。まあ何とか過してますと苦笑して、本当の支出は聞かせて貰えなかつたような気がする。

あまり収入が少なければ、客の誘惑があつた場合、つい抵抗出来なくなつてしまうのではなかろうか、又将来の希望については、飲食店を持ちたいといつた人が多いが、現在何等の貯金もない彼女等の真意は、よいパトロンを見つけて、と云うのであろうかと、又々暗い気持になつて、その店の暇乞を出た。

あまり収入が少なければ、客の誘惑があつた場合、つい抵抗出来なくなつてしまうのではなかろうか、又将来の希望については、飲食店を持ちたいといつた人が多いが、現在何等の貯金もない彼女等の真意は、よいパトロンを見つけて、と云うのであろうかと、又々暗い気持になつて、その店の暇乞を出た。

福島

福島婦人少年室

＝飯坂にて＝

真昼の日ざしのきびしい温泉町の上り坂を協助員と補佐と三人で汗だくになつてしまう。しかし午前中W旅館での「未亡人等の雇用に関する調査」が、当地在住のN協助員の事前の打合せが行き届いていたせいか非常にスームズに終つたのに気をよくしている私たちは、もう一つ午後に予定されたK旅館でどの様なことになるか予想だにせず結構朗らかだつた。勿論N協助員はKにも直接出向いて連絡打合せずみで、そこの未亡人の数や年齢などもすでに当方には一応報告されていた。

私たちは「高貴の御方」もお泊りになるというこの旅館で、山と渓谷の流れに面した豪華なホールに通されたが、帳場をやつているという五十すぎの男の人しか出てこない。支配人は福島市に出かけて不在、旅館主は上京中の由。（しかし私たちは主人が病気で就床中ときいている）。

「今日お伺いすることに前もつてお約束出来ていたのですが―。」

「いや私が電話をうけて支配人に言つたのですが、そうかといつただけで出かけました。それ以上私が押し返すわけにはいきません。」（N協助員は直接支配人に面接した筈だ。）「労働者名簿も賃金台帳もある事はありますが、支配人だけがもつているので我々はさわる事も出来ないし、第一どこにあるかわかりません。」けんもほろろの挨拶である。

「実はそちらさんの御都合で今日と御指定頂いたのですが―ではいつがよろしいでしようか。」「いつと御約束は出来ません。御約束しておいてもこちらにも都合がありますから用事が出来れば出かけます。」さすがにムツとする。しかし怒つてはおしまいだ。とにかくやれるだけ仕事にかかろう。

「御宅に働いていらつしやる方の数は？」「さあ何人ですかな、○人位かな」（事前の調査とちがつている。）「未亡人の方は？」「自分の方では一人一人のそんな事はわかりません。」「いえ、この間支配人さんから伺つたのですが、大体のところで―。」「さあ某と某と…。」「では今休けい時間でしようからその方々にお目にかからせて頂いて―」「休けい時間でどこにいるかわかりませんね。買物に町に行つたりしていますから」「ではいらつしやる方だけでも―」呼びに立つていつた男はいつまでも出てこない。時間はどんどん経ち私たちも焦つて来る。一緒に来ているS協助員はおこつてしまつて、私の調査員証票の権限で調べてはと言う。「大分前ですが某庶局の方からアメリカさんとおいでになつているいろいろかれましたが、そのあとで基準法にあてはまつていないと言つてひどく叱られましたので、皆もう厭がつているのでございます。」そうではないのだと説明しても、この数時間の対立にこちらも疲れ果て、硬化した先方の空気をどう解きほぐす気力もなく、やつと雑役の小母さん一人に面接して辞去した時は、玄関にとろとろ光る高級車が滑りこんで夕ぐれの空気が活気づく頃となつていた。

＝郡山にて＝

そろそろ正午に近い。今度は料亭Y。すでに朝のうちに監督署の電話をかりて訪問を伝えてある。が正面から「ごめん下さい。私共は―」とはしない。まずお客となつて補佐と二人、一寸した凝つたつくりの席におちついて「うなぎ」を注文しての「豪遊」をする。おひるはお客も少く静かである。勘定をすまして後、さておもむろに名刺を通して仕事にかかるという段取りだ、ひそかにふところ勘定をしながらの出張先の「豪遊」も侘びしい限りだけれど、とにかくここでは主人が私のやる事業場調査に丁重に応待している間に、補佐員は未亡人との面接調査を無事におえる事が出来たのだし、それに何よりもその「うなぎ」は大変美味しく、午前中のA料亭でやりきれない思いに疲れた私達も元気を取り戻したのだから。

（飛松千鶴子）

てぬずたをガラ紡

石島房子

一

三河平野の東端にある岡崎、ここはガラ紡績の産地として全国の八十%以上を占めるという。この町を流れる青木川、太平川、矢作川、足助川等の流域に自然の湿度と水力を利用して発達したといわれるこの地方のガラ紡の歴史は、明治の初年にはじまつている。

その昔、矢作川に舟を浮べ、舟中に設備し、水流を動力として糸をつむいだ(舟紡績)という。その後水車ガラ紡に発展したという言伝えがある。産出の部落は岡崎市(今年の五月頃市に合併された村々)と額田郡堅野村、東加茂郡松平村等四、五か所に密集している。

農業や林業だけでたちゆけなくなつた村人達が「少しでも現金収入の道を」と考えて始めるのが多いといわれるこの企業は、まさに家内工業の重要な一部分なのだ。だから雇われている者より家族従業員の方が多い。工場設備も労働条件も一般に劣悪だし、雇主といえども労働者なみのものを食い、そして働いているというのが、この零細企業の大きな一般的特色なのだ。

昭和二十四年頃の農村も不景気だつた頃ガラ紡を始めた企業者が多い。その数は戦後の波にのつた企業者の数よりはるかに上まわつているという。だからこういう企業者はガラ紡の不景気のなりはじめに企業をはじめ、不景気のまま今日にいたつているという状態である。「百姓だけではとても食つてゆけないので」と語る企業者、だが兼業のこのガラ紡の工賃稼ぎもなかなかつらいようである。

「昔は百姓だけでなんとかやれたが、このせつでは、一にも二にも現金がいるだで、こんなにガラ紡がふえたというわけでして」と村のガラ紡協会の会長さんは云う。このみじかい言葉の中に、ガラ紡の深刻な表情がうかがえよう。

二

ガラ紡績とは一口に云えば、ボロや屑繊維を綿状にし、それを動力にかけて糸をとり出し、撚をかけ、糸にするということだ。だから工場の中は綿ぼこりと、綿と油の特殊なにおいでいきがつまりそう。頭を手拭でおおつて髪につくほこりをさける他は、マスクとてない。しかしこのほこりのために結核にかかる者は殆んどないと雇主は自慢げに語る。

ボロや屑繊維は男子の手で反毛機にかけられ、綿状にかみくだかれると打綿機を通つて長さ25cm ぐらいの細長い円錐状の綿のかたまりになる。(これをヨリコという)。このヨリコを精紡機の「綿ツボ」(円筒形の金属性の筒)に送竹でつつこみ、綿ツボが動力でぐるぐる廻つている間に、筒の中から糸になつて糸まきにまかれる。この精紡機は八間或いは九間の長さがある。そしてその両側に「綿ツボ」があつて、糸まきが並んでいる。

女工さん達はこの廻りを(二、三人で)一日中歩きまわつて切れた糸をつなぐ。見たところ簡単なこの作業も、どうやらやれるようになるのに半年は必要だと雇主はいう。

この工場に入ると最初にやらされる作業は「小枠」と一般に呼ばれる合糸作業だ。精紡機からでてきたガラ紡単糸は、この作業で二本に組み合わされる。(或る工場では太ものと称して十本が組み合わされている)そしてこの糸は撚糸機で撚りをかけられ、大枠にまきとられ、工程は終了する。

これだけの工程を十貫目約千二百円程の工賃でうける。細ものでも千八百円ぐらいとも云う。しかしこの工賃は「株の上り下りのように、今日、明日で値がちがう。ひどい時は朝とばんで又値が変るものでして……」という。

問屋から直接原料を買い込み、加工して値のいい時に販引すれば儲は多いが、ねかしておく程の資本は勿論ない。その上、今日の経済状態では値の上る見とおしもたてられない。

こんなわけで専ら稼ぎの幅の少ない工賃稼ぎだけで甘んじなければならない。そういつたところに家内工業的ガラ紡が、雇主の家族を含めた一家総動員による労働によつて、かろうじて雇用労働者をも含めた労働力の再生産——生活維持を図ろうとする現象がある。

三

ここで働く年少者達は遠く鹿児島や福島あたりから出稼ぎに来ている。一か月四〜五千円前後、そのうち食費が二千円程度引かれ、手取二〜三千円が一般の相場のようだ。労働時間は八時間、週休制もきちんとあり、その他に旧盆、正月の休みが各々三日から五日あるとも云う。盆、正月の仕着せも二千円程度の反物が与えられる。「監督署がうるさいで、うちでは労働時間も休みも守つているのです。子供達に聞いてくれたつて悪いことはしておらんです」と雇主は言う。年少者達も同じように答える。勿論まえぶれの調査の事でもあるし、事の真実はこれだけでは断言できないし、多くの疑問も残る。

女工さん達の住む部屋も、ある村ではあら壁や板の間。村のお寺に巡回映画が月に二度来る他は、近所のテレビが唯一の娯楽施設。本を読むといつても平凡や明星がせい一杯。彼女達の希望は一体何だろう。聞いても笑つて答えない。このような生活の中からは夢さえも生れないのだ。

四

「大阪辺の大紡績にいい子は行つてしまうし、この辺に来ても労働条件が悪いので、紡績の友達やよそをたよつて行つてしまう。そんなわけでこの辺は常に人手不足でして。」とどこの雇主も云う。

「年少者は素直でつかいよいですよ。大きい子を使うと、少し仕事を覚えた頃に嫁に行くとてやめられると一番つらいので……長くさえいてくれれば年少者の方がその点安心でしてね」とも云う。年少者は残業がさせられないという声はどこでも同じだ。

雇われる者と同じ釜のめしを食い、一緒に膳を囲んで暮す五人未満の工場の雇主や家族達は従業員よりも余分に働き、二交替制の工場でもぶつとおしで働く。ガラ紡の多くは四反歩ばかりの百姓と兼業している零細企業なのであるから、まさにアジア的とも云えるだろう。

糊屋に卸された糸は蒲団カバーや毛布、敷物、足袋うらネル等の織屋に問屋の手で卸される。しかし糸をとつている人々はこの糸が何に加工されるか一切知らない。

狭い山奥で、小さい工場で、労働にくれ、労働に明ける女工さん達、一銭でも多く工賃を稼ごうとする雇主、共に日本の貧困の縮図である。(カットの写真はガラ紡の動力としての水車)(労働省年少労働課)

愛知県蒲郡地方の民謡と女性

三浦英治

昔から蒲郡地方では棉・藍葉・煙草の栽培が広く行われていた。藍葉や煙草が、種蒔きから収穫までの一行程だけで農家の人々の手から離れるが、棉は収穫した後もこれを糸に紡いで綿布に織つて、各自の衣料として自給自足をしたり、売却して一家の収入の一部としていた。娘達が「棉の種を蒔いて木綿にすることができれば何処へでも嫁入りできる」と云われていた事を知れば、これらの事がどんなに彼女達にとつて大切であつたかがよく理解できる。明治の初期は未だこの地方には仕事が少なく、他地方へ働きにいつた。額田郡竜泉寺村附近は水車を利用して糸を紡いでいて、ここから山を越えて娘達が働きに行つた。まだ十四五歳の娘達にとつては朝暗いうちから夜遅く迄十五時間の労働であつてみれば、大変辛かつただろう。水車ができ、機械が入れば直ぐ仕事を始め、寄宿舎はなかなかできず、工場への通勤が大変だから、そこで寝泊りせよという唄があつた。

○こおり額田郡竜泉寺村よ、
トコドッコイショ
大勢社を組み、水車でき、
機械なんぞいないこみ、
工女なんぞ寄せ集め、
時間十五時間を決められて、
それ程きびしい事ならば
ここで寝泊りホボイ するがよい。

当時は時計など一般に利用されていなかつたので、時間を計るのに線香をノコギリの歯のように並べて、接続するところを線香の粉末でつなぎ、火が次から次へと燃え移るようにした。夜なべと云えば、日が暮れてから六本の線香が燃え終るまでしたという。この時の工場生活を唄つたものに次のようなものがある。

○糸が切れ役わしゃつなぎ役
うちの旦那様は覗み役

○機械工女の寝言を聞けば
蚤にゃ攻められ虱にゃ食われ
三度おかいじゃ腹が減る

○おかいじゃひぎれる
おじやじゃ搾せる
団子汁では精切れる

○機械工女と知らずに惚れた
油臭いので気がついた

娘達が働きにでた後では、子供たちは六歳にもなれば子守りをしたり、糸を紡いだりした。

○守りさどうする出代りきたに
出るかいなりか長年か

子守の交替がきたがやめるかどうか、それとも長くいるかと問うた唄である。守り奉公は忙しいときだけ行くのと、一年とか半年と長く奉公する場合があり、盆や正月に報酬がもらえ、これが楽しみの一つであつた。

○奉公せややれ有難い
こずま揃えて着るときにゃ

又守り奉公の辛らさは、

○守りというのは楽そうでつらい
雨か風吹きゃ宿がない

紡車を廻して綿から糸を紡ぐのは大ていの夜なべの女達の仕事であつた。電燈のない当時では「いろり」で燃える松の根つ子の光をたよりにビービーと車を廻して仕事をした。

○わしが糸つぎゃ車の向うで
オバコ枕で寝てござる

夜なべは三つ星が真中真上へくる迄した。女が糸を紡いでいると青年達が「オバコ」という棉を入れておく箱を枕に仕事を眺めている姿である。

○唄を唄えば唄うとおしゃる、
眠むりゃ眠むると又おしゃる

○唄が早けりゃ仕事が早い
唄を早めて遅う廻せ

○仕事せるなら身にしみ〴〵と
荒い言葉の出ぬうちに

○糸も細うでよ車も廻れ
貯まれつもの木夜が更ける

糸を紡ぐ辛さがよく解る。又農家の女が辛かつたのは今も昔も変らない。

○五月田植に泣く子が欲しい
　畦に腰かけ乳飲ませや
　織物工場の仕事と云えば、朝は暗い中から夜は十時から十一時までであつた。村の青年達が仕事部屋の格子に手をかけて、今か今かと待つていた気持が察せられる唄がある。

○もはや八時うつもう一時間
　お待ち下され門の外
○十時半では織屋のねしま
　お待ち下され十一時
○ねしまだとゆて織前叩く
　主さ門で手を叩く
　今から考えると昔は面白い風習があつた。

○鉄漿をつけるは亭主の印
　眉目落とすは子の印
　鉄漿をつけるというのはお歯黒筆で「よしの粉」を水につけて歯を黒くするわけであるが、この時使う水が古い鉄屑の入つたもので結婚前は白歯であるが結婚後は歯を黒くするから亭主持ちの印。今度は子供を生むと眉目即ち眉毛を剃り落とさねばならないから子の印という。
　妻の悲しさ女の悲しさは、

○憂いも辛いも皆貯めおいて
　真蓙や殿御に皆話す
○よけにゃ嫁にして悪るけにゃ家の
　「ごぜん」したたく下女にする
○あまり辛さに出て山見ると
　霧のかからぬ山はない
○雨が降り出す「たきもの」はぬれる
　家じゃ子が泣く気がもめる
○人の嫁ごと胡麻木の木から
　いわれいわれて軒に立つ
○末で難儀をしようが皿で米をかさ
　あがお前故ならいとやせぬ

子供が生れると産婦は坐つて（足は投げだせない）後へ藁を十二束積み重ね、これにもたれて一日一束ずつ取り除いていつた。十二日目で藁が全部取り除かれると今度は「よしわら」枕に変る。子供が生れた時の汚物「ござん」は海岸地方では砂浜に埋めたり、海の遠い所では部落で共同の井戸を使用し、そこへ処分し石の蓋をしておいた。しかし以前は便所の横、普通は農具が置いてある場所へ、「ござん」を「わらんじ」（わらじ）の上に載せて主人が埋めた。その時一番最初にそこを通つたものが生れた子供の一番嫌いなものになると云われているので、「みみず」が嫌いなら「みみず」が通つたなという事になる。生れて十二日過ぎると「川上り」をやる。産婦は近くの川へ行つて体の一部例えば足の爪先を洗い、それから隣家へ行つてお茶を一杯貰つて飲み、そこで始めて何処へ行つてもよい事になる。それまでは仏壇のおいてある「オデイ」には入れない。又井戸の水も汲めず、井戸を使えるのは男子を出産した場合は十五日、女子の出産は十二日である。だから人々は水が汲めるようになると楽になるがと云つた。又「生理日」が終つた婦人の場合も産婦と同じ「川上り」を守つたという。産婦の履物を他の人が履く事ができず十二日又は十五日過ぎて塩をふりまいて履いた。

（会員・投稿）

◇弘前市外高杉地区婦人会の調査

弘前市外高杉地区婦人会では、今後の会の活動方針をたてる参考として、会員三一六名を対象としてアンケートを行つた。その結果、一九五名から次のような回答があつた。

一、誰が家計簿をつけているか
（イ）自分で　三五名　（ロ）夫　二八名
（ハ）父・母　三三名　（ニ）祖父・母四名
（ホ）子供、六名

二、新聞ラジオについて
（イ）新聞を読んでいる　八一名
（ロ）ラジオをきいている　一三六名

三、雑誌を読んでいるか
（イ）家の光　二七名
（ロ）婦人雑誌　三五名
（ハ）平凡・その他　一六名

四、希望する行事
（イ）娯楽会合　八三名
（ロ）名士講演　四三名
（ハ）婦人学級をつくる　三一名
（ニ）新生活運動　三〇名
（ホ）青年と話しあう　三九名
（ヘ）料理講習　九五名
（ト）社会施設見学　六六名
（チ）工場などの見学　五四名

五、会員の年齢別
（イ）六〇歳　四名　（ロ）五〇歳二〇名
（ハ）四〇歳五二名　（ニ）三〇歳七六名
（ホ）二〇歳三三名

以上の答によつてみると、家計簿をつけているものは回答者の約半数であり、そのうち自分でつけている者三五名に対し、夫・父母・祖父母等が六五名の多数を占めていることが注目される。

雑誌を読んでいるものは七八名で、半数以上が全然読んでいない。婦人雑誌の名称はわからないが、やはり一番多く読まれている。農村地区だけに「家の光」が多く読まれていることもうなずける。

行事のうち、いち番望んでいるのは料理講習の九五名で、台所に直結した新生活運動を望んでいるのも、身近な問題から解決していこうとしていること、また見学の数の多いのは研究的態度がうかがわれる。

この地方は弘前市中心地に近く、比較的裕福な村で文化も高く、進歩的な点もあるが、まだ封建的しこりを多く残していることは、他の多くの農村と同様である。この村の進歩性は会長高杉ふみ子氏の努力にもよるものといわれている。

（弘前市婦人新聞による）

年少者の不当雇用慣行防止特別活動について

年少者の不当雇用慣行（いわゆる人身売買に関する世論が高まつている情勢に呼応して、労働省婦人少年局では、その防止のため、特別活動月間を設定し、この運動を強力に推進した。

そのねらいは、関係機関の連絡提携によつて、不当雇用慣行の防止及び排除の具体的措置が円滑になされるようにし、又、このための広報活動をこの期間に集中的に行うことにあるが、その特別活動の要領をここに掲げる。

（要　領）

一、目　標

年少者の不当雇用慣行の防止及び排除のため、婦人少年室は、関係機関との連絡を緊密にして、その活動を強化する。

二、期　間　八月十日―九月十日

三、方　法

1、関係機関との連絡提携による業務の推進

（イ）公立中学校は長期欠席生徒で不当雇用慣行におちいつている者乃至はそのおそれのある者について直ちにその状況を婦人少年室に通報するよう、都道府県教育委員会に対し協力を依頼すること。

なお、都道府県教育委員会に対しては、本活動が長期欠席生徒対策との関連において行われるものであることの了解を得るとともに（この点に関しては、近く「義務教育諸学校における不就学及び長期欠席児童生徒対策について」の文部、厚生、労働の事務次官連名の通達がなされる見込みで、この対策の中で、学校は長期欠席生徒で不当雇用慣行におちいつている者又はそのおそれのある者を発見したときは婦人少年室並びに関係機関に通報することが示される筈）、学校としては「不当雇用慣行」の定義及び内容があらかじめ明確に認識されていることが必要であるので、右依頼の際これを明示すること。

（註）不当雇用慣行とは、児童をしてその福祉に反するような労務、または不当な人身の拘束を伴う労務を提供させ、その対価として金銭、財物、その他を給付することを内容とする契約またはこれをあつ旋する行為をいう。

（ロ）学校より連絡を受けた婦人少年室（当該年少者の現住地の室が出身地の室と異なる場合、出身地の室は必要により更に現住地の室に連絡する。）は、夫々の内容に従つて、警察署・労働基準監督署・公共職業安定所・福祉事務所等に連絡し、可及的速やかな調査並びに具体的措置方を依頼する。なお、必要に応じて、婦人少年室自ら調査に当り、関係の婦人少年室協助員及び児童委員にも連絡する。

（ハ）婦人少年室は、関係機関の措置顛末の報告を求めてこれを確認し、連絡の事案が未処理のまま放置されることのないよう特に留意すること。

（ニ）事案が義務教育中の児童生徒以外のものについて発生した場合及び公立中学校以外の関係機関より連絡を受けた場合も、前記要領に準じて取り扱うこと。

（ホ）以上の活動は、本活動月間終了後においても、常時活動として継続実施すること。

2、打合会の開催

関係機関による打合会を開催し、1による婦人少年室と各機関並びに各機関相互の連絡が円滑になされるよう、その方法等について協議すること。

3、懇談会の開催

特に不当雇用慣行の発生のおそれのある地域に対しては、当該地域の文化団体・婦人団体・青年団体その他有識者層との間に懇談会を持ち、その防止に努めること。

4、広報活動

（イ）報道機関による広報

新聞、ラジオ等によつて、次の事項に関する広報活動を積極的に行うこと。

（a）本特別活動の実施
（b）不当雇用慣行の意義とその反社会性
（c）現況
（d）個々の具体的事例
（e）適用法令
（f）関係機関の利用、特に相談先としての婦人少年室及び婦人少年室協助員の周知
（g）その他

（ロ）ポスター・リーフレットの配布

別紙により送付するポスター・リーフレットをそれぞれ配布し、年少者の不当雇用慣行の防止に資せしめること。

なお、都道府県教育委員会あてには1、の（イ）による協力依頼の際、又、市町村あてには、関東甲信越地区各県にあつては、不当雇用慣行実態調査（予備調査のうち市町村調査）の際それぞれ送付すること。

この文は去年の秋、労働省で募集した「働く年少者の生活文」募集の際の応募作品で、選者の注意をひいたものですが、「生活文」ではなく、「創作」であるため、入選もれとなつたものです。筆者角田カネさんは昭和十三年六月青森県の農家に生れ、子沢山の農家の姿を実にいきいきと描いています。農村問題の特集にちなんで掲載する次第です。
―編集部―

創作

百姓の子

角田カネ

オレ、桑田長助は百姓の子だ。

「どうしてこんな名前つけたんだぼ？」

と父に聞く。

「オヤジが小さいから、せめて生れたお前だけでも大きくなつてくれればいいと願つてつけたんだ。」

「こんな名前つけたつて、オレはのびやしないぜ。」

実際オレは猫背で、誰が見ても小学校の五、六年にしか見えないけれど、中学三年だ。級友は「長助」とは呼んでくれず、「小助」と呼ぶが、オレは偽らないこの名前の方が好きだ。

母は、オレを頭に、今年三歳になる秀雄まで、男ばかり八人の子供を生んだ。いつか村のオカミさんに「長助、お前の母親は犬か猫みたいに多く生むな」。と云われた時、つくづく母の顔をみていたら、目がつり上つていて、何んだか本当の猫のような気がしてきた。

「長助、つかれたべ。今日は雨降つて暇だから、三郎をおろして遊んで来ていいよ。さあ、何見てるんだ。早くおろしなが。」

といいながら手をのべてよこした。オレは気持が悪くなつてきた。きつとこれは猫なんだ。この前の映画のように三郎を頭から食うに違げえねえ。三郎を猫にやるなんていやだ。物も云わず降りしきる雨の中にとび出した事があつた。母が犬でも猫でもなく、オレにとつてこの世で唯一人のアッパ（母）だと自覚したのは小学校の四年頃からだつた。

オレは物心つく頃から、毎日々々幼い弟をおぶされた。父や母は半里もある田へ夜の明けないうちに出かけてゆく。母は忙がしそうに弟に乳を飲ませながら、めしを喰う。ろくろく家の中も拭かず、炉端の残り火に水をザアとかけて、弟を

角田カネさん

オレの背にくくりつけながら、「マッチ降つて歩くんじやないぞ。火事になるからな。疲れたらおろして柱に結んで遊ばせて居なが。」と大きな、口に入り切らないようなアメ玉を一つ握らせてくれる。子守がいやで、小さなこぶしで母のカスリの前掛を何度叩いたことだろう。

「な、な、泣かないでな。早く来るからな。」

「なにしてるんだ。泣いてもかもうな。お前は子供に甘くて駄目だ。」

鍬をかついだ父が外から気短かにどなる。父の声は太くて寺の鐘のような底力がある。この声を聞くとオレは泣けなくなつてくる。父の声は不思議な力を持つていた。泣きじやくつているオレを母はガサガサした手で押しはなし、地下足袋をはいて出てゆく。体が小さい割に早足の父の後を、母が家来のようにかしこまつてついて行く後姿を、小さなガラス窓から見るのが習慣だつた。

父には親しめないけれど、母は誰よりも好きだ。時々父と母はオレの事で喧嘩する。母はよく泣いた。「出てゆけ。」と父はどなつたり、けつたりする。母の泣いた顔を見ると、オレは唯おびえた声で、その膝にしがみついて「行くべえ、ずつと遠くへ行くべえ。」という。「行くところが無いんだよ。帰る家が無いんだよ。」と母が泣く。よそのオカミさんや嫁さんが着飾つて、里に遊びに行く時、母だけは行がなかつた。母に両親も、兄弟、姉

妹もなかつた事は、小学校六年の正月にはじめて母から聞いた。

小学校に上つた頃からは、いつもオレの肩は弟の鼻や、米粒や、飴がこびりついて、ガサガサと黒光りしていた。町の子供は「小助が来ると小便くせー」。と、鼻をつまんで逃げて行く。オレは「キケン者」とか「腐せ虫」と呼ばれた。背中の弟をオシメもとり代えずおぶつていると、オレの服もぬれてくる。母は忙しいので洗濯もせず、そのまま乾かして又着せるのだから始終くさいがこのオレについて歩くのだ。中学三年になつたけれどオレはまだ三歳の秀雄をおぶわなければならない。「秀雄、早く歩け」。オレはフーとため息をついて背中の秀雄をゆすぶつた。右肩に来た秀雄は日に焼けて猿のような顔をして眠つていた。どんな夢を見ているのか笑つていた。

オレは父から見てはいけないと云われている本を、皆が寝静まると一生懸命で読んだ。学校の図書館から借りた本だ。落付いて見ることはできなかつた。

蝙に寝ている父を警戒しながらだが、幸い父は昼の疲れで身動き一つしなかつた。翌日、学校で本を返そうと思つたが、昼間子守をしながら読んでいたのを父に見付かつて、土間のすみに投げられたので表紙が破れてしまつている。三時間目にソット、弁当のめし粒ではつておいた。

下校の時、下駄箱の前に来ると、オレは体に似合わぬ大きな目玉をグルリと動かしてあたりを見廻すくせがある。誰かに見られていないかあたりを盗み見るのである。学校では上履と下履を区別している。オレはよく知つている。忘れる筈がない。週一度の朝礼の時には必ず週番が注意するのである。それを破つた者は、学級のホームルームの時間に裁かれるのだ。オレは二度、女の子につげ口されて恥をかかされた。皆から注目されるように自分の机の上にあがり、真正面を向いていなければならない。担任の先生は軍隊上りのバリバリだ。「おい、みんな見ろよ。学校の掟を破る奴を」。必ずこう云うのだ。オレは顔を真赤にしてつげ口した女の子を睨む。女なんてオシャレで、うるさくて大嫌いだ――オレの母は別として――。つげ口した女の子は困つたような顔で、さすがに気の毒なのか目を伏せている。

「オレだつていやだよ。規則を破るのは。皆が決めて守らなければならないんだもの。それが民主主義つて奴だろう。だがネ、オレの家は馬や犬のように物を切らす弟が七人もいるんだぞ。たつた五反の田と二反の畑を父と母が毎日々々汗みどろになつて働いているんだ。毎日糠漬の大根ばかりをオレは弁当のおかずにしているんじやないか。それにやれ上履をはけ、下履をはけつたつて、それはみんな金なんだぞ。」

オレは二度ながら机の上に立つてこんな反感を持つた。さいわい今日も無事に誰にも見付からず外へ出られた。校門の紅葉が目立つて秋も過去ろうとしていた。

粉雪、霰が家の小さな戸を叩く頃、二学期の試験も終つた。オレの成績は今迄にない素晴しいものだつたが、身体検査の時、視力は両方とも〇・六といわれた。百姓達が節くれたガサガサした手を出して自分達の若い時代の働きを自慢するように、オレは目の悪くなつたのを、勉強した証拠だと一人で慰めていた。

あれ程「本を見てはいけない」と云つた父もやはり親である。先生からオレの成績を聞いてホクホクよろこんで、今まで取らなかつた新聞をとるようになつた。オレは父に認められて、又忙しくなつた。木の皮がブスブス煙りながら燃える大きな炉を囲み、馬鈴薯を食べている一家団楽のひととき、オレは声をはり上げて新聞を読んできかせる。一行位読むと父はその訳を聞く。本当に小さな事件でもわかり易く無学な父母に話してきかせるのに、本当に手間がかかる。母は全然学校の門をくぐらず、父は尋常四年までいつたそうである。今夜も新聞を読みながら、

「せめて、中学だけでも卒業したらいがつたべねな。」

と父にかまをかけるように聞いてみた。

「馬鹿云え。百姓の童は字を知らなくたつて、田を作れたら一人前だ。俺の親父は、孝行したかつたら朝早く起きて仕事をしてくれ、朝起きは三文の得とか良く云つたものだ。俺は親父の云う通り、夏でも冬でも人の二、三人分も働いた。親父は死際に〃お前は本当に親孝行者だ。何にも云い残す事はねえだ〃と安らかに死んでいつた。俺はこの年になつてもあの言葉が耳につくんだ。」

父は煙草のないキセルをくるくると親指と人さし指で器用に動かしている。

「親父、親父は若い時どんな希望を持つたのや。」

「希望つて何んの事だい。」

「若い時には何にかなりたいと望んだ事はあつたべえ。それを聞いてるんだ。」

「ああそうか。お前のしやべる言葉が難しすぎるよ。少し易しく云え。」

父は馬鈴薯の皮をはぎ、一口かぶりついた。みがいたことのない歯ぐきに薯がついていた。

オレが一番恐れていた二月になつた。高校入学のための課外授業が始まつた。冬だけは父もうるさくなかつたので四時過まで学校で勉強ができた。学級でもストーブにあたりながら、口々に進学の話をしている。オレは進学できない。した

いけど今の家の経済状態を考えたら到底だめだ。ルソーの平等論には〝人は生れながらにして平等である〟とかかれてあつたが……

母にだけは進学したいと云つてみた。

「そりやァ、お前が入りたい以上に入れてやりたいさ。字も知らないで人のつまはじきにされるのは親だけで沢山だよ。金があれば大学へも入れてやれるのにさ。先生と昨日畑の帰りに会つたら、進学の話をされたよ。」

母は弟のズボンの穴をふさぎながらこう云つた。オレはごろんと横になつた。――先生やつぱり母にいつてくれたんだべな――。

「卒業は何日だつたつけ。」

「三月二十三日。」

「二十三日か。それまでに莚を織ればお前に服を一着きせるにいがべ。」

母はつめ衿を卒業の日に買つてくれるというのだ。一日だけしか着られない服、その服のために母の手をザラザラにひびだらけにまでして、一日を飾るなんてオレはいやだ。

「ありがたいけどいいよ。」

この言葉を残してたち上つた。

受験をあと二、三日に控えたある晩、オレはひと事のように進学について父母に話した。父はぎろつとオレを見て、

「で、お前も入りたいのか。駄目だ。俺を見ろ。尋常四年までで後はかれこ（雇人）に歩いたんだ。それでも人並に世の中を渡つて来たじやないか。お前達にめしを食わせているし、ありがたく思え。」

一言のもとに、はねつけられた。

「それでも隣の光男も入るんだつてよ。何んとかならねえのか。先生も云つてるんだよ。月、どの位かかるんだよ。手間取りをやつて入れてやるが。」

「馬鹿な事云うでねえ。このわらし、学校へ入れるのに母親が手間取りやつているつていえば、いい村の物笑いになるぞ。中学三年まで入れたんだからお前だつて分つてるべせ。」

「オレは入らなくたつていいよ。」

オレはガタガタする土間の戸を開けて外へ出た。粉雪が静かに降つている。オレは泣いた。わけもわからず泣いた。オレも粉雪のように上から来るものに押され埋もれて一生を終るのか。オレも父みたいに……母が立つていた。

「男が泣くものだがえ。風邪ひくから家へ入ろよ。」

母に押されて家に入つた。

二月二十八日が遂にやつて来た。母がせめて試験だけでもとすすめたが、オレはやめた。受験の者以外は授業だつた。くそー誰が学校へなんか行くものか――

「駄目じやないか。みんなで音楽をやる。土間の隅で莚を織つている母のすまないような目を見た時、オレは力なく、ぶろしきカバンをもち上げた。やはりオレの気持は試験場に向いていた。

途中で工藤に会つた。何にも云いたくなかつた。高校の前をいつものように二人は通つた。窓から五、六人の生徒が呼んだので振り返つた。いる、いる、オレよりできの悪い奴も、学校ではオシャレでそのくせ除算も知らない奴も。女の子でも緊張した顔をしていた。オレを呼んだのは時々数学の答を聞きに来る金持の一人息子だ。つめ衿の新調を着ていた。奴等がいる所とオレの立つている雪の上とは、はつきりと階級が別れている。

「頑張れよ。」

といつてオレは走り出した。百メートルばかり走つてから後から来る工藤を待つた。工藤はこぶしで涙を拭いていた。

「男のくせに泣くんじやねえよ。」

と云つた。そのくせオレも口惜しかつた。

「何が平等だ。社会科で学んだルソーの平等論なんかみな嘘だ。平等な者がなぜ一緒に進学できないんだ。」

「本当だよ。」

オレは顔を赤くして、この二三日の心のもやもやした苦しみをはき出そうとした。学校へ行くと、一時間目が音楽だと云うのだ――しかも校長先生の。オレは出なかつた。二三度級友が迎えに来たが行かなかつたら校長先生が来た。

「駄目じやないか。みんなで音楽をやる。というのに、なぜ集まらんのだ。そんな心で社会へ出れば生活なんぞできん。」

音楽室にはオレと同じく進学できないものが二十人ばかりいた。このように学校へ行けないで泣いている者は、今の日本にどの位いるだろうか。二月という月は生徒を泣かせるためにある月か。

三月二十三日。オレ達が三年間の学舎と別れを告げる日が来た。この日オレは文化賞と生活賞を貰つた。母はオレが賞状を貰いに行くのだからと、つめ衿の新しい服を莚を売つて買つてくれた。オレは賞状を手に一人でソッと学校裏の川の堤に立つた。

「賞状がなんだ。たつた一枚の紙切れに過ぎないじやないか。」

オレはこまかく破いて口の中にまるめてペッとつばと一緒に川にはき出した。

賞状は流れて行く。

オレは一年間の努力のあとを眺めた。いつの間にか目につゆの玉が宿り、かすんで見えなくなつた。オレは母が寝るひまも惜んで織つた莚で買つてくれた、二千五百円の新調の袖に涙をぎゆつとこすりつけた。そして土手の上を夢中で走り出した。三月の北風はきびしくオレの体にぶつかつてきた。走れば走る程、風も強くオレの胸ぐらを押えつけた。

「くそ!!」オレは男だ。

雪の上を五百メートルも走つただろうか、堤の一本松にたどりついていた。胸は大きく波うつていた。

資料室

年少労働者の労働力構成および賃金

年少労働者の労働力構成、労働賃金については現在まで綜合的な資料が見られなかつたので、昭和二九年に労働統計調査部で行なつた個人別賃金調査の結果から、年少労働者に関する部分を抜萃、要約してこの点を明らかにしたものである。尚個人別賃金調査は、昭和二九年四月を調査対象時期として、五月に全国に亘つて実施した調査で、調査産業は日本標準産業分類による七大産業（鉱業、建設業、製造業、卸売及び小売業、金融及び保険業、不動産業、運輸通信及びその他の公益事業）、調査事業所は調査の対象産業に属し一〇人以上の常用労働者を雇用している事業所の中から一定の方法によつて抽出された五一、三五四事業所、調査労働者は五二〇、〇〇〇人である。（この調査の詳細については個人別賃金調査結果報告書を参照されたい）

一 労働力構成

(1) 産業別労働力構成　年少労働者（一八歳未満以下同じ）の、前述の七大産業における産業大分類別労働力構成比は、製造業、卸売及び小売業が圧倒的に高く、前者が七九・七%、後者が一一・四%で、併せて年少労働者の九〇%を占めている。次に各産業毎に、年少労働者が総労働者の何%を占めているかをみると、全産業では六・三%で、製造業の九・五%、卸売及び小売業の八・三%等が高く、他は二%以下である。これを性別にみると、全産業における年少男子の男子総数に対する割合は三・七%、女子は一四・一%で女子の方が労働力構成における比率が高い。

次に年少労働者の労務者（主として肉体的な仕事に従事する者）、職員（主として頭脳的な仕事に従事する者）別の構成比を鉱業、建設業、製造業についてみると、建設業の八二・八%を除いては、鉱業、製造業何れも九五%余りが労務者で、これらの産業では年少労働者の多くが労務者として働いていることが明らかである。

産業別に性別の構成比をみると、年少労働者総数においては男子が四三・五%、女子が五六・五%で女子の比率が高いが、鉱業、建設業、卸売及び小売業では男子が、製造業、金融及び保険業、不動産業では女子の比率が高い。（第1表）

産業中分類別に年少労働者の労働力構成をみると、紡織業の三〇・三%が高率で、小売業の七・九%、機械製造業の六・四%等が続き、概して製造業の比率が高い。

次に性別の構成比をみると、原油及び天然ガス生産業、航空運輸業では男子が一〇〇・〇%、女子は煙草製造業の九三・四%が一番高い。

(2) 規模別労働力構成　年少労働者の企業規模別構成比は、全産業の場合従業員数三〇人～九九人の事業所が二五・〇

第1表　年少労働者の産業別労働力構成（七大産業大分類）

区分	産業（大分類）分構成比	年少労働者 総労働者	年少男子 男子	年少女子 女子	労職別構成比 労務者	職員	性別構成比 男子	女子
産業計	100.0	6.3	3.7	14.1			43.5	56.5
鉱業	0.9	0.9	0.7	2.8	96.6	3.4	71.2	28.8
建設業	1.6	1.6	1.5	3.0	82.8	17.2	80.1	19.9
製造業	79.7	9.5	5.4	18.4	97.4	2.6	38.5	61.5
卸売及び小売業	11.4	8.3	9.2	6.3			76.3	23.7
金融及び保険業	1.5	1.6	0.6	3.5			24.3	75.7
不動産業	0.0	1.9					21.7	78.3
運輸通信及びその他の公益事業	4.9	1.5	0.6	3.0			37.4	62.6

―労働省統計調査部　昭和29年個人別賃金調査―

第2表　年少労働者規模別労働力構成（七大産業・大分類）

産業＼規模	計	1,000人以上	500人～999人	100人～499人	30人～99人	10人～29人
産業計	100%	24.2	7.3	21.6	25.0	21.9
鉱業	100	38.3	10.4	25.5	17.0	8.8
建設業	100	23.2	5.0	12.7	31.0	28.1
製造業	100	25.1	7.8	23.6	25.3	18.2
卸売及び小売業	100	2.8	2.0	11.7	30.4	53.1
金融及び保険業	100	30.0	3.4	8.3	17.8	40.5
不動産業	100	2.2	—	17.4	43.5	36.9
運輸通信及びその他の公益事業	100	55.0	13.0	20.2	8.5	3.3

―労働省統計調査部昭和29年個人別賃金調査―

%、一、〇〇〇人以上の事業所が二四・二%、一〇人～二九人の事業所が二一・九%、一〇〇人～四九九人の事業所が二一・六%で、これらの区分においては比較的年少労働者数が平均化している。

各産業大分類別にみると、鉱業では一、〇〇〇人以上および一〇〇人～四九九人の企業規模の事業所で働いている年少労働者が多く、三〇人未満は非常に少い。建設業、金融及び保険業では一、〇〇〇人以上或るいは一〇〇人以下の事業所で働く者が多く、製造業では五〇〇人～九九九人の事業所を除いては大体同じような比率を示している。又卸売及び小売業、不動産業では何れも規模の小さい事業所に年少者が多く働いているが、運輸通信及びその他の公益事業では大規模事業所で働く年少者の比率が高い。（第2表）

二 賃金

(1) 年齢区分別の賃金

年齢区分別の一か月の平均賃金についてみると、年少労働者の一か月の平均賃金は五、〇六一円で、この調査の対象となつた総労働者の一か月の平均賃金一四、六〇三円の三五%にすぎない。（第3表）そして総労働者の性別の平均賃金は男子一六、九三七円、女子七、六三七円と相当の開きがみられるが、年少労働者は男子五、〇〇二円、女子五、一〇七円で殆んど差がみられない。（第4表）

第3表 年齢区分別賃金（産業計 労働者計）

年齢	賃金
合計	14,603
18歳未満	5,061
18歳以上20歳未満	7,254
20 〃 25 〃	10,157
25 〃 30 〃	14,419
30 〃 35 〃	17,674
35 〃 40 〃	19,631
40 〃 50 〃	21,497
50 〃 60 〃	20,448
60歳以上	14,262

労働省統計調査部 昭和29年個人別賃金調査

第4表 性別賃金

区分	総労働者	18歳未満
計	14,603	5,061
男	16,937	5,002
女	7,637	5,107

労働省統計調査部 昭和29年個人別賃金調査

次に年少労働者の賃金階級別労働者数の比率によると、最も高いのは賃金が四、〇〇〇円以上六、〇〇〇円未満の層で年少労働者の四五%を占め、性別に分けると男子年少労働者の方が広い賃金層に分布している。昭和二三年及び二九年の個人別賃金調査を比較した労働統計調査部の資料により、製造工業、金属工業、機械器具工業、紡織工業における総労働者と年少労働者の賃金の上昇率を比べると、どの工業でも年少労働者の賃金上昇率は低く、年少労働者の実質賃金が低下する傾向が明らかである。（第6表）

第5表 産業別賃金（七大産業大分類）

区分	総労働者	18歳未満 計	18歳未満 男	18歳未満 女
計	14.603	5.061	5.002	5.107
鉱業	16.698	5.601	5.815	5.071
建設業	18.200	6.874	6.718	4.989
製造業	18.659	5.175	5.411	5.027
卸売及び小売業	13.109	3.254	2.908	4.371
金融及び保険業	16.680	5.375	5.261	4.411
不動産業	17.488	5.897	6.012	5.865
運輸通信及びその他の公益事業	16.871	6.804	6.564	6.948

第6表 賃金の対昭和23年10月上昇率(B/A)

産業	区分	男子	女子
製造工業	18歳未満	180.8%	223.6%
	総労働者	232.0	240.1
金属工業	18歳未満	170.1	171.3
	総労働者	236.7	203.1
機械器具工業	18歳未満	179.4	197.8
	総労働者	247.9	219.2
紡織工業	18歳未満	214.2	245.5
	総労働者	240.0	274.3

昭和23年個人別賃金調査 (A)
〃 29 〃 (B)
（年齢別等賃金の変化～労働統計調査部）

(2) 産業別の賃金

産業大分類別に、年少労働者の一か月の平均賃金が高い産業を挙げると運輸通信及びその他の公益事業（六、八〇四円）、建設業（六、三七四円）等で、低い産業は卸売及び小売業（三、二五四円）、製造業（五、一七五円）等であつた。そして男子は建設業（六、七一八円）、運輸通信及びその他の公益事業（六、五六四円）が、女子は運輸通信及びその他の公益事業（六、九四八円）、不動産業（五、八六五円）の一か月平均賃金が高く、男女とも卸売及び小売業が低い。（第5表）

更に産業中分類別に年少労働者の高い賃金をみると、通信業の七、六二〇円、銀行及び信託業の七、四七七円、地方鉄道業及び軌道業の七、四五七円、煙草製造業の七、四四六円、鉄道業の七、三六二円等で、低賃金は小売業の二、四七七円、衣服及び身廻品製造業の三、八八〇円、原油及び天然ガス生産業の四、一七〇円、その他の金融業の四、三三六円、家具及び装備品製造業の四、三七六円、木材及び木製品製造業の四、六九五円、食料品製造業の四、七三一円等である。

(3) 企業規模別の賃金

年少労働者の企業規模別の一か月の平均賃金は、従業員数一、〇〇〇人以上の事業所では六、二一三円、五〇〇人～九九九人の事業所では五、四九七円、一〇〇人～四九九人の事業所では四、九三七円、三〇人～九九人の事業所では四、五五三円、一〇人～二九人の事業所では四、三四四円で、総労働者の企業規模別一か月の平均賃金と同じく企業規模が小となる程賃金が低くなつている。しかし総労働者の大企業と小企業との賃金差約八、〇〇〇円に比べると、年少労働者の規模の違いによる賃金差は約二、〇〇〇円で割合に少いが、これは賃金の絶対額が少いためであろう。

産業（大分類）別に企業規模別の一か

月平均賃金をみると、総労働者の場合はどの産業も小規模となる程低賃金となるが、年少労働者の場合は鉱業及び不動産業では小規模となる程高賃金となつている。卸売及び小売業の一か月の平均賃金は、総労働者、年少労働者、両者とも企業規模による賃金差が甚しい。

以上の結果から見ると、大多数の年少労働者が働いている製造業、卸売及び小売業では年少労働者の賃金が低く、しかも小規模の事業所で働く者は非常に低い賃金である。そして昭和二三年と二九年と比べると年少労働者と総労働者の平均賃金の開きは更に大となる傾向がみられ、実質賃金は低下する傾向にあると考えられる。

中小企業における労務管理の実例 ①

中小企業における労務管理、特に年少労働者の指導の仕方、扱い方は、年少者の保護福祉対策上重要な問題であり、一方中小企業の使用者にとつても企業運営上忽せにできない問題であるにも拘らず、依然として親方式教育、封建的身分関係が払拭されていない事業が多い現状である。婦人少年局ではかかる問題の解決を図るため、年少者の指導の仕方、扱い方を中心としたテキストの作成、講習会の開催等を計画しているが、労務管理の好例として地方婦人少年室より報告された事業場について、特に教育訓練の観点からみたものを紹介する。

○赤羽塗工工業株式会社（東京北区）

従業員四四名（年少者五名）

一 事業の概況

赤羽塗工工業株式会社は戦時中現在地に設立された海軍兵器塗装工業組合を、当時責任者であつた現社長が譲り受け、昭和二十一年資本金百万円、従業員十名程度の規模をもつて発足したものである。事業の内容は、自転車・オートバイの塗装を主体とする金属塗装事業の下請であるが、戦後の農村ブーム等の好事情による自転車工業界の進展、更にはオートバイの普及に伴なう需要増により従業員も四十四名へと増加している。しかしながら大企業に連る中小企業の通例として、昨今のデフレ、殊に昨年の農村不況によつて自転車工業界の不振をうけて事業は振わなかつた。

このように経済界の変動を最も敏感に反映する下請工場が、同業者の競争に打ち克つ方法は技能の向上と、企業の能率的運営に俟たれるのであつて、社長の方針もここにあり、デフレ下の現在にあつても技術と信用の実績から比較的安定した企業運営がなされており、目下事業場の改築が計画されている。

二 労務管理上の特色

赤羽塗工においても企業運営における下請工場の特質からする労働条件、労働密度の不安定、或るいは労使関係における家族主義等、多くの中小企業にみられる労務管理上の特色がみられる。しかしながら、赤羽塗工において特に注目すべきは、社長以下経営幹部が教育訓練の重要性を認識して、資金指導者或るいは教習時間等の多くの困難を克服し、青少年従業員の教育訓練を実施していることである。

中小企業における労使関係の特色とされる家族的雰囲気は、その裏に従業員の徒弟制度的服従意識が包蔵され、人間関係における前近代性、一方的温情主義に流れる危険性が多いのであるが、技能者養成或るいは研究会、教養講座等を実施している当工場にあつては、技能の合理的習得がなされ、一方従業員の職業意識が向上して、家庭的な空気の中にあつても、徒弟制度的色彩は払拭されている。このことは、中小企業における労務管理、特に年少労働者の労務管理について一つの示唆を与えるものといえよう。

三 教育訓練の実際

教育訓練の主体をなしているものは、技能者養成及び研究会であるが、その他教育訓練の一環として、教養講座・講演会等を実施しており、会場・研究室を備え、金属塗装に関する図書も充実整備されている。

○技能者養成 金属塗装業では一人前の職工となるには八年位の経験を要するものとされているが、従来のこのような「コツ」による修得の弊害を改める意図のもとに、技能者養成制度に基く養成が実施されたのは昭和二十七年である。

第一期の養成工は二十五歳以下の青少年工十四名で、本年養成期間を終了している。爾後採用になつた八名のうち、四名は第二期の養成工として目下技能習得中であるが、最近採用になつた他の四名については正規の養成工として手続はされていない。従業員の採用は退職者があつた時になされ、定期的でないので養成が定期的になされず、また養成段階が一致しないという困難が伴なう。赤羽塗工にあつては養成開始後入社した者については、入社当時の養成段階（途中から）より始め、養成開始時より当該養成段階までの修得事項については、作業開始前後の時間を利用して補習を行なつている。養成工として届出してない四名についても、近く申請の予定となつているが、実際には他の養成工と一緒に習得に努めている。

指導に当るスタッフは、技能者養成指導員の資格を有する社長、目下資格申請

中の副社長、及び技能者養成のために特に招聘した養成係主任の三名であるが、技能者養成係主任は満州工大卒で金属塗装に関する造詣が深く、関連学科の講義養成計画の立案に当つている。以上の外、実技の指導には随時現場の熟練者が当つているが、指導に当つては親方教育的な指導方法を排し、親切的確に「母親の気持を持つて」というのが社長の指導に当る年長者に与えている方針であり、従来の熟練工の作業方法の悪いと思う所は進言等をとりいれて改善し、また同僚の作業方法についても良い所、悪い所を指摘し合い、自分に最もよいと思う方法を探求する。「長所を伸ばし短所を捨てよ」というのが養成工に与えている方針である。

関連学科の教習は週二回、就業時間中の午前八時～九時、及び作業終了後の七時～九時に行つている。関連学科の教科書は専門分野に属する参考書がないので、会社が専門家に委嘱するか、当該養成主任が作成する等の方法によつて、養成工に支給している。これらの教科書代・材料費等の昨年度における総額は、二十名分で約五十七万円となつている。

このような技能者養成を通じて得られた成果として、社長は養成目的の第一に掲げる人材育成についての効果をあげている。これら青年中期乃至後期に属する十六歳～二十五歳の者は自己発見並びに自己拡張の意欲の盛んな時代にあるので、養成の効果が最もあがる時期であると同時に、また社会の悪徳、誘惑に陥り易い時期でもあるので、年少者保護観察委員をしている社長のこの方針は地区においても好評を得ているとのことである。第二に関連学科の修得により、作業が合理的、理論的に考究されるようになつたこと。第三に技能習得が合理的になされる結果、習得期間が短縮されたこと等があげられている。

○研究会講演会等　第一期の養成が既に終了したことは前述のとうりであるが、これら技能習得者が中心となつて、主として関連学科、実技の研究、一般学科、特に化学、社会科、語学等の学習をしているのが当工場における研究会である。技能者養成規程に基く養成期間は三年となつているが、業務の都合によつては必ずしも教習計画が円滑に行われない場合があるので、特に関連学科の教習を目的として行われている。

教育訓練の一環として行われている教養講座、講演会等のうち特異な点として、月一回キリスト教牧師である赤羽公民館長の精神講話がある。これは前記社長の人材育成の方針、養成係主任がクリスチャンであることによると思われるが、情操教育に効果を挙げている。

講演会は有名学識者技術家等を招いて年一、二回開催されるが、従業員の熱心な質疑があり、講師も従業員の真摯な態度を賞揚しているということである。安全衛生教育はそれぞれの週間の際、会社でパンフレットを作成して全員に配布するの外、高熱作業をする事業の性質上、火災防止に対しては特に重点的指導を行つている。なお健康指導については、毎月一回体重測定を行つて健康状態の調査をしている。教育訓練の今後の計画としては、現在行われていない熟練者に対する幹部教育を、専門家を委嘱して行う予定になつている。

四　人間関係の観察

技能者養成においては人材育成を、養成工の指導に当つては「母親の気持を持つて」、を指導方針としていることは前述の通りであるが、人間関係を観察する場合には、従業員構成が非常に若い（二十五歳以下の者二十二名）という点と、縁故採用による社長の同郷者が多いという点が考慮される。

技能者養成、或るいは研究会等にこれら若い従業員全員が参加し、更に、養成中の実技習得を通じての年長者との接触等、人間関係が教育訓練を中心としてよりよく導かれているということは、従業員構成が若い点から来る特色とみられる。また社長の同郷者が多いという関係上、寄宿舎生活が行われているが、この点については、従業員間の融和を容易にし、労務管理が従業員の生活実態を背景として考えられるという利点を見出すことが出来る。年少労働者の父兄懇談会が年一回開催され、会終了後観光・観劇等に招待するなどの催しは、この辺の事情を説明するものである。教育訓練に関する事項でもあるが、関連事業場の見学等は好もしい事例として、特に中小企業の労務管理上推奨される方法であろう。

従業員の定着率は非常によく、地区塗装組合の六年以上の勤続表彰を受けたものが十八名以上にも達し、二十八年度以降の退職者は病気による一名だけである。

給与形態は日給月給制の月一回払で、平均給与は一万円となつているが、これは従業員構成が若いということに影響されている。昇給は通常年一回になつているが、昇給額決定の方法が明確性を欠き、従業員に解り易い公開的昇給制度という管理方式から外れている。退職金の支給についても、これらの点についての検討を要するものといえよう。

その他福祉娯楽関係では、従業員の親睦会による春秋二回の慰安旅行・野球・車球等の用具を備えて運動の奨励、野球は地区の他会社との交歓試合が時折なされている。寄宿舎は事業場内に設置されており、その管理にも留意されている。

以上のとおり赤羽塗工における労使関係は家庭的であり、労務管理についても、中小企業の特質である家庭的雰囲気のよき部面が伸ばされ、青少年従業員の保護育成が図られている。なお、当事業所は経営の合理化、技術の向上、研究改善による企業能率の向上に努めた結果、中小企業診断制度による表彰を受けた。

◇七月の婦人界の動き◇

三日　参議院議員奥むめお氏は、生活同組合、農業協同組合の代表者十五名とともに、ソ連及び中共の農業状況視察のため羽田を出発した。

四日　スイスのローザンヌで開かれる世界母親大会に出席する日本の母親代表十二名が空路出発した。

四・五日　大分県教育委員会・同県婦人三体連合会の共催で、婦人団体指導者講習会が開催されたが、その議題の一つに売春問題が取上げられ、家族制度と売春問題とほどのような関連があるかについて討論が行われた。

六・七・八日　労働省と日本公共職業安定協会共催による、第四回職業指導研究発表大会が行われ、未亡人の就職問題、女中の労働の実態などについても討論された。なお〝女中の労働の実態について〟の研究を発表した名古屋市中（なか）公共職業安定所の畑ちず子さんはその論文が優秀なものとして表彰された。

七・八・九・十日　世界母親大会は、世界七十余か国の母親代表、一、二〇〇余名によりスイスのローザンヌにおいて開かれた。最終日十日には、四巨頭会談（七月十八日から開催）宛にパンドン会議の共存原則を貫くべき旨の書簡を送ること、及び子供を守り、平和闘争のため世界中の母親が団結する旨の大会宣言を採決した。

七日　福岡県下の婦人会は、米軍の高射砲陣地新設の申入れに対し、連合婦人会として全力をあげて反対運動に協力することを決議した。

七日　売春等処罰法案を審議中の衆議院法務委員会では、参考人として赤線青線地域の業者並びに従業婦の代表及び有識者等九名の出席を求め、同法案に対する意見を聴取した。

八日　労働省では、昨年も六月実施した戦後新たに発生した集娼地域における売春の実情についての調査結果を発表した。

十日　六月三十日付をもつて局長を辞任した労働省婦人少年局長藤田たき氏は婦人問題研究所長に就任した。

十二日　東京都教育委員会では、「婦人団体研究協議会」を東京下谷公会堂で行い「新生活運動をめぐる問題点」という課題で公開討論会を行つた。当日は都内の婦人会員一五〇名が出席し、熱心な討論がなされた。

十二日　来日中のフイリッピン婦人連合会長、コンセプション・M・ヘレナース夫人は、パキスタン駐日公使婦人、マリア・モレノさんと共に東京神田の共立講堂に鳩山首相夫人を訪れ、婦人問題について懇談した。

十二日　東京渋谷の円山芸妓組合と芸妓置屋組合では、芸者の花代の値上要求を円山料理組合に交渉中であつたが、交渉が決裂、芸者二三〇名は座敷に出ることを拒否した。但しこの争議は料亭と置屋との対立から生じたものであるという見方もされている。

十四日　十九日から三週間スイスのアデルボーデンで開かれる世界ガールスカウト大会に、日本代表として出席する京都市の洛北高校の堀口愛子さん、東京都恵泉女学園万井潤子さんの二名は空路出発した。

十六日　売春禁止法制定促進委員会代表十五名は、首相官邸に鳩山総理大臣を訪れ、国会で審議中の売春等処罰法案を通過させるよう陳情した。

十六日　世界母親大会に参加した日本代表十五名は帰途モスクワを訪問した。

十六日　女中さんの集りである〝希交会〟の第三回総会が東京水道橋の都労政会館において開催された。当日は二〇〇余名の会員が参加した。

十七日　英国政府の招きをうけて先般渡英した婦人ジャーナリスト代表の毎日新聞社の松田ふみ子記者は、羽田着のBOOA機で帰国した。

十八日　国会での売春等処罰法案の採決を前にして売春禁止法制定促進委員会では、加盟の三十団体を総動員して民主、自由両党の衆議院法務委員に対し、各個説得、陳情を行つた。この日は東京都内の婦人ばかりでなく関東近県から上京した婦人も加わり、法案制定の熟意はかつてない程盛り上つた。

十九日　民主党では午前の総務会で売春等処罰法案に対して反対の態度を決定した。また、参議院法務委員会では、売春等処罰法案審議のため、参考人として前婦人少年局長藤田たき氏、東北大学教授中川善之助氏ら八名の学識経験者の出席を求めて同法案についての意見を聴取した。

一方衆議院法務委員会では同法案についての採択を行つたが〝法案の趣旨はよいが、保護施設がない〟という反対理由の十六名（民主・自由）対十名（両社・共）で否決し、ついで「売春対策を樹立するために内閣に強力な審議機関を設けて、行政・立法・予算措置を策定し、国会の審議を必要とするものは次期国会に提出する」などの決議を行つた。

この売春等処罰法案は、第二国会以来第五、第十五、第十九、第二十一、第二十二国会と六度提出されたが、その都度審議未了、及び廃案とされていたもので、今回の二十二国会においては、婦人団体の強い要求にも拘らず否決されたわけである。

なお当日傍聴していた婦人団体は時を移さず「この法案をニギリつぶした議員をあくまで追及し、この真相を徹底させ、あくまで初期の目的に進む」との声明を発表、次いで売春問題対策協議会婦人委員の久布白落実、村岡花子、平林たい子、山高しげりの四氏は、

婦人少年協会規約

（名　称）
第一条　この会は婦人少年協会と称する

（事務所）
第二条　この会は事務所を東京都内におく

（目　的）
第三条　この会は婦人及び年少者に特殊な労働条件の向上並びに一般婦人の地位の向上に関する知識を普及するとともに政府の行う婦人と年少者に関する業務に協力し、婦人少年問題の解決に寄与することを目的とする

（事　業）
第四条　この会は前項の目的を達成するために次の事業を行う
一、婦人少年問題に関する調査研究
二、婦人少年問題に関する各種資料の作成、出版、頒布
三、その他この会の目的を達成するために必要なこと

（経費及び会計）
第五条　この会の経費は次に掲げるもので支弁する
一、会費
二、寄附金
三、事業に伴う収入
四、その他の収入

第六条　この会の会計年度は毎年四月一日から始り翌年三月三十一日に終る

（会　員）
第七条　この会の会員は次の各号の二種とする
一、普通会員　この会の目的に賛成し、且つこの会の事業に協力する個人又は団体であって毎年一、〇〇〇円を納付するもの
二、賛助会員　この会の目的に賛成し且つこの会の事業を賛助する個人又は団体であって毎年三、〇〇〇円以上を寄附したもの

第八条　会員はこの会の発行する刊行物、資料等を無料又は実費で頒布を受け、又この会の行う事業について優先的な便宜を受けることができる

第九条　会員はこの会の業務について意見をのべることができる

（役員及び顧問）
第十条　この会に次の役員および顧問をおく
会長　一名
副会長　一名
理事　十一名以内（内一名を事務長とする）
監事　二名以内
評議員　若干名
顧問　若干名

第十一条　会長及び副会長は理事の互選による
会長はこの会を代表し会務を総括する
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する

第十二条　理事は会員又は学識経験者の中から会員が選挙する
選挙は書面で表決する
理事は理事会に出席し、会務の運営について協議し議決する

第十三条　監事は理事会の決議により会長が委嘱する
監事は会務を監査する

第十四条　評議員は理事会の推薦に基いて会長が委嘱する
評議員は理事会に出席し、意見をのべ重要会務の運営に参画する。

第十五条　顧問は理事会の推薦に基いて会長が委嘱する
顧問は会長の諮問に応ずる外、重要会務の運営に参画する。

第十六条　事務長は理事会の推薦に基いて理事の中から会長が委嘱する
事務長は日常事務を処理する

第十七条　役員の任期は二年とする
ただし重任を妨げない
補欠によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする

（会　議）
第十八条　この会の会議は理事会および役員会とする
理事会は会長、副会長及び理事で構成する
理事会は会長が毎年二回以上招集し、重要な会務を議決する

第十九条　役員会は第十条に規定する役員及び顧問で構成する
役員会は会長が招集し、次の事項を議決する
一、規約の変更に関すること
二、解散に関すること
三、重要財産の処分に関すること
四、その他特に重要と認められること

第二十条　理事会及び役員会の議長は会長があたる

第二十一条　理事会の定足数は構成員数の二分の一とし役員会の定足数は構成員数の三分の一とする
議事は各出席員数の過半数で決する
賛否同数のときは議長が決する

第二十二条　理事会及び役員会は会長が必要と認めた時、又はそれぞれ構成員の二分の一以上の請求がある時はこれを開かねばならない。

第二十三条　この会の設立当初の役員は設立発起人の中からこれに充てるものとする

第二十四条　この会に事務局をおく

第二十五条　事務局に関する規程および中会員の事業協力に必要な規程は別に定める

第二十六条　この会は必要があるときには各都道府県に支部を設けることができる

第二十七条　この会は将来適当な時期に財団法人の組織に切替えるものとする

女子の就業者数と完全失業者数（1955年4月）

産業別		女子	男子	男女計中に占める女子割合	女子雇用者の産業別構成率	女子の前年同月との比較
総数		千人 17,680	千人 24,860	% 42.0	%	千人 +990
就業者	自営業者	2,400	8,190	22.7		+180
	家族従業者	10,200	4,690	69.2		+460
	雇用者	4,710	11,210	29.6	100	+800
	農林業	220	340	40.0	4.7	+ 90
	漁業及び水産養殖業	20*	160	11.1	0.4	± 0
	鉱業	60*	470	11.1	1.3	− 10
	建設業	220	1,080	16.9	4.7	+ 80
	製造業	1,610	3,270	33.0	34.1	− 40
	卸売，小売，金融，保険，不動産業	1,090	1,920	36.2	23.1	+250
	運輸，通信その他の公益事業	200	1,540	11.5	4.2	− 50
	サービス業	1,160	1,350	46.3	24.5	+ 90
	公務	140	1,070	11.6	3.0	− 40
完全失業者		290	410	41.4		+ 80

〔註〕1）＊印の数字は特に誤差率が大きいから注意して使用のこと。
2）統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。　―総理府統計局労働力調査―

一人一か月平均現金給与総額（1955年4月）

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
総数	円 8,866	円 19,333	% 45.9
鉱業	8,340	18,270	45.6
製造業	7,727	18,761	41.2
卸売及び小売業	10,279	21,091	48.1
金融及び保険業	14,728	30,595	48.1
運輸通信及びその他の公益事業	11,317	18,848	60.0
建設業	6,588	14,040	46.9

―労働省労働統計調査部調―

（31ページよりつづく）

連名で「政府機関である売春問題対策協議会において禁止法の立法に婦人委員として協力してきたが、その協議会が売春禁止の答申を近く行う運びになっているにも拘らず政府はこれを活用せず、新たに審議会を設けようとする態度は、真剣に売春問題を解決する意志のないものと認めざるを得ない。」との声明を行った。

二十一日　衆議院本会議は十九日法務委員会で否決された売春等処罰法案についての世耕法務委員長の報告をうけた後討論に入り、神近市子（左社）、山口シズエ（右社）議員の委員長報告に反対（原案に賛成）、三田村武夫（民主）議員の委員長報告賛成（原案反対）の討論がされた後、委員長報告に対する採決を行ったが総投票者数三三三票、賛成一九一票、反対一四二票で、同法案は完全に否決された。

二十七日　売春禁止法制定促進委員会では、東京神田のYMCAにおいて「売春等処罰法案」をめぐっての運動の反省、並びに当面の運動の具体策について協議した。

七月　一日から一か月間全国的にくりひろげられた「社会を明るくする運動」の一行事として法務省では、犯罪者の更生などに努力した人を表彰したが、東京都からは社会福祉法人慈愛寮長福田勝氏が表彰された。

婦人少年局ニュース

○谷野局長ジュネーブへ　ジュネーブにおいて開催のILO第五回繊維労働委員会日本政府代表顧問として九月二十一日空路出発の予定である。

○高崎節子氏帰国　東京婦人少年室長高崎節子氏は、ブラジルにおける年少労働者の雇用機会の開拓実施のための諸調査を終え、八月二十三日航路帰国した。

══ ごらんになりましたか ══

○よりよい社会をつくる力になりましょう。──農家の婦人へ──（リーフレットNo.53）
○売春に関する法令──改訂版──（婦人関係資料シリーズ　法規資料第十一号）
○婦人労働統計資料（一九五四年分）（婦人労働統計資料 No.12）

○訂正　二十六号二十三頁「アメリカの昼間託児所について」は「イギリス」の誤りにつき、訂正いたします。　──編集部──

昭和三十年九月一日印刷　昭和三十年九月五日発行
婦人と年少者　第三巻第九号　定価五十円　〒四円
編集人　久米愛
発行人　平林たい子
東京都新宿区山吹町二〇五　印刷人　石井完一
東京都千代田区大手町一丁目七　発行所　婦人少年協会
電話丸の内(23)一六二五・四四〇八　振替口座東京[illegible]

英語

津田英語会

国電中央線千駄ヶ谷駅前

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目562

大学受験各科

英・独・仏・スペイン・中国語

高田外語

国電 山手線高田馬場 駅前

東京都新宿区諏訪町243

昭和二十八年五月二十日第三種郵便物認可
昭和三十年九月二十日発行（毎月一回五日発行）
婦人と年少者（第二巻 第九号）
定価五〇円（送料四円）